

と き 平成15年8月11日(月)

ところ 三田共用会議所第3特別会議室

## 第10回独立行政法人評価委員会 農業分科会議事録

松本分科会長 お暑い中を、委員、臨時委員及び専門委員の方々には、ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから農林水産省独立行政法人評価委員会、第10回になります。農業分科会を開催いたします。

本日の会議の議長を務めます松本でございます。よろしくお願いいたします。

さて、本日の会議でございますが、委員及び臨時委員の計13名のうち11名にご出席をいただいておりますので、農林水産省独立行政法人評価委員会令第6条第3項におきまして準用する、同条第1項の過半数の出席要因を満たしておりますことから、本会は成立していることをご報告申し上げます。

それでは、本日の会議に入ります前に、事務局から、委員及び専門委員のご紹介と、本日の委員及び専門委員の出席状況の報告、配付資料の確認をお願いしたいと思います。

生産局総務課長 生産総務課長の高島でございます。7月1日に生産局の総務課長になりましたので、これからよろしくお願いいたします。

それでは、まず委員、それから専門委員の出席状況でございますが、資料1で名簿をお配りしております。この中で、前回から委員、専門委員で異動のあった方々につきまして、ご紹介させていただきます。初めに、本委員会の委員を務めていただいております坂元元子様でございますが、平成15年7月1日付で、食品安全委員会の非常勤委員に就任されたために、6月30日付で当委員会を辞任されております。後任の委員には、これまで農業分科会の専門委員として就任されておりました日和佐信子様、8月4日付で就任いただいております。ご紹介させていただきます。また、日和佐専門委員の後任には、日本生活協同組合連合会商品検査センター長でいらっしゃいます佐々木珠美様、同じく8月4日付で就任されております。ご紹介させていただきます。

本日の委員及び専門委員の出席状況でございますが、手島委員、徳江委員、高橋英三専門委員、馬場専門委員におかれましては、ご都合により欠席となっております。分科会長からもありましたが、委員、臨時委員につきましては13名中11名、専門委員につきましては19名中17名ご出席いただいております。

続きまして、きょう配付しております資料のご確認をさせていただきます。資料は大変大層なものとなっておりますが、上からご説明させていただきます。一番上が資料1ということで、評価委員会の農業分科会の委員名簿ということでございます。それから、資料番号をふっておりますが、全体資料2になりますが、各独立行政法人の14年度の評価結果の概要というものをつけております。最初は、農林水産消費技術センターでございますが、その次のところに財

務諸表がついております。ここでは資料2 - 1 - 2となっておりますが、全体として資料2でございまして、1がそれぞれの法人ごとに枝番の1、2、3、4となっております、それぞれに行政評価の結果概要、それから、枝番の枝番の2として、財務諸表等についての資料がついております。最初の法人が独立行政法人の農林水産消費技術センター、次が種苗管理センター、3番目が家畜改良センター、4番目としまして肥飼料検査所、5番目が農薬検査所、6番目が農業者大学校ということで、6つの法人につきましてそれぞれ評価書と財務諸表を提出させていただきます。

それから、その次に資料3といたしまして、家畜改良センターの目的積立金についてという資料をお配りしております。その次が、資料4独立行政法人農業者大学校の業務方法書の一部変更についての資料でございます。それから、次が資料の5になります。資料の5は、枝番のついたものを各法人ごとについておりますが、各法人の「役員退職手当支給規程」及び「役員給与支給規程」の変更ということで、一番最初に2枚紙で総体取りまとめたものをつけておりますが、各個別の法人につきましては資料5 - 1から6まで、それぞれの法人について資料をつけております。

それから、資料6でございますが、資料6は、この10月1日に設立予定となっております4つの独立行政法人、それぞれの法人ごとに、中期目標、それから中期計画に係る資料をお配りしております。それにあわせて、農畜産業振興事業団と農業者年金につきましては、今、検討を進めております業務方法書に関する資料をおつけてしております。最後の、資料6の次には、資料番号をふっておりませんけれども、徳江委員、それから、泉本専門委員から提出をいただいております、平成14年度の財務諸表に係る意見という資料をおつけしております。一番最後に、参考資料といたしまして、プロジェクトチームの構成表、こういうものをつけております。

資料は以上でございます。大変大量なものになっておりますが、ご確認の上、もし足りないものがあつたら事務局の方にお申し出いただきたいと思っております。

それでは、次の説明に移らせていただきますが、先ほど委員の異動の変更で申し上げましたけれども、坂元前委員は本委員会の委員を辞任されておりますけれども、坂元前委員は、当農業分科会の分科会長の職務を代理する委員ということで指名されておりました。坂元前委員の辞任に伴いまして、その分科会長の職を代理する委員を改めて選任する必要があります。農林水産省独立行政法人評価委員会令の規則によりまして、分科会長の職務を代理する委員につきましては、分科会長があらかじめ指名することとなっておりますので、松本分科会長から指

名をしていただきたいと存じます。

松本分科会長 分科会長を務めております私の指名ということでございますので、私の方から指名をさせていただきたいと思っております。分科会長代理には、鈴木委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の会議に入りますが、本日は5つの議題が予定されております。4つ目までが既存の独立行政法人に関するものでございますので、これまで審議いたしました後、おおよそ3時ごろになると思っておりますが、休憩をはさんで残りの議題を審議したい、そういうふうに考えております。

1つ目の議題でございますが、平成14年度業務実績評価及び財務諸表につきまして、2つ目の議題は家畜改良センターの目的積立金についてでございますが、これらは互いに深く関連いたしますので、一括して審議をしたいと思っております。したがって、質疑につきましては、これらの2つの議題について説明が終わりました後で行うことにいたします。よろしくお願いいたします。

それでは、まず1つ目の議題でございますが、平成14年度の評価と財務諸表については、これまで主としてプロジェクトチームごとに審議を行っていただきましたことから、各プロジェクトの主査を務めていただいております委員の方から審議の結果を報告いただきたいと思います。それでは、ここで平成14年度財務諸表の承認に関し、農林水産大臣からの諮問文の朗読をお願いしたいと思います。

生産局総務課長 それでは、お手元の資料、資料番号の2でございますが、それぞれ評価結果と、それから財務諸表がついております。最初に資料2-1-2で、農林水産消費技術センター財務諸表等という資料を見ていただきたいと思いますんですが、その2ページ目、表紙をとっていただいて最初のところでございますが、ここに農林水産大臣から独立行政法人評価委員会に対します諮問文がついております。各法人ごとにそれぞれ諮問をされております。代表しまして、農林水産消費技術センターの諮問について、朗読させていただきます。

平成15年8月11日付、本日付での諮問でございます。

独立行政法人農林水産消費技術センターにおける平成14事業年度の財務諸表の承認について

独立行政法人農林水産消費技術センター理事長 池戸重信から平成14事業年度の財務諸表について別添のとおり提出があったので、独立行政法人通則法第38条第3項の規定に基づき、貴委員会に意見を求める。

以上でございます。

同様の諮問文が、他の5法人についてもなされております。よろしくお願いたします。

松本分科会長 なお、時間が限られておりますことから、ご報告は1プロジェクトチーム当たりおよそ8分程度でお願いしたいと思います。

それでは、農林水産消費技術センター担当の夏目委員からお願いしたいと思います。

夏目委員 本日は、プロジェクトチーム責任者手島委員にかわりまして、私をご報告をさせていただきます。

皆様のお手元の資料、概要、そして2 - 1 - 1、2 - 1 - 2に基づいてご報告をいたしますので、ごらんいただきたいと思います。

農林水産消費センターのプロジェクトチームの会議は、去る7月3日、手島委員、土居委員、守田委員、夏目の4名全員で、日本郵政公社本社の会議室をお借りして開催いたしました。

まず、平成14事業年度の評価結果であります。中期計画に設定した指標は実施されているということで、Aの評価をいたしました。次に、評価に至った理由でございますが、概要をごらんいただきたいと思いますけれども、概要1の ですけども、法人からの自己評価をもとに、農林水産消費技術センター評価基準に基づき評価を行った結果、一部の中項目にB評価はあったものの、総じて高い評価であることから、総合評価をA評価としたということになります。これは全部で大項目が5つありますが、大項目はすべてAでございました。

別添の資料をごらんいただきたいと思いますけれども、まず、一番目は、資料2 - 1 - 1をごらんいただきたいと思います。1ページの業務運営の効率化に関する事項、これはAでございます。2番目は、15ページ、国民に対して提供するサービスの質の向上に関する事項、Aでございます。3番目は、67ページの財務内容の改善に関する事項、適切な業務運営を行うことにより収支の均衡を図るという大項目がAでございます。4番目は、69ページの剰余金の使途になりますけれども、平成14年度は実績がなかったことから評価の対象外となり、評価をしておりません。5番目は、71ページのその他業務運営に関する重要事項、これもAでございます。

以上で、5つの大項目の評価がAであったということになります。詳細につきましては、時間の関係で省略させていただきますので、後ほど資料をごらんいただきたいと思いますけれども、幾つかの点についてご説明させていただきます。

では、最初の資料に戻っていただきまして、概要の1の をごらんいただきたいと思います。食品等の不正表示による立入検査等の調査についてでございますけれども、14年度においても多数の検査を実施いたしましたところでございます。また、農林水産大臣への報告の迅速化に対す

る努力など、一定の評価はできることから、報告期限が越えたことについてはやむを得ないと考え、今年度の業務実態をあらわすため指標に基づく評価とし、評価結果に修正は加えないことといたしました。その経過等については、総合評価の中で記載することといたしました。これは立入検査結果の報告については、予期されないイレギュラーのものが多く、平成13年度結果の反省に立って、14年度は計画的に取り組む努力をいたしましたけれども、結果としては目標の未達成も多いということになりました。この点については、委員から、目標設定そのものに無理があるのではないかという意見も出たわけでございますけれども、評価は評価として、基準に基づく評価をしよう。そして、コメントをつけ加えるようにしようということになりました。

次に、概要の2 - 1、業務運営に関する、外国林産物の格付業務をc、6ページに記載してございます。そして、生糸の格付業務担当職員についての研修をb、これは7ページにございます。概要2 - 2のところ、サービスの質に関するCodex規格の重金属等の実態調査をb、これが23ページにございます。の技術講習会の関係をb、51ページの記載でございます。の立入検査結果の報告についてc、65ページ記載でございます。それぞれb、あるいはcと評価いたしましたが、最近の状況によってやむを得ないところもありましたが、評価は評価ということで、厳しく評価をいたした結果、bまたはcという評価になりました。今後の改善が必要な事項ということになるかと思えます。

次に、概要3の予算収支計画及び資金計画については、委員から特段の意見はありませんで、適切に処理をされていると評価いたしました。昨年度委員からの意見により、今年度から財務諸表等が、単年度のものだけから比較財務諸表等に変更していただきましたことによって、大変見やすく、評価しやすくなったと、委員から評価をいただいております。

概要4の短期借入金の限度額については、公務災害という借り入れに至った理由が適切であること、適正に処理されていることを確認いたしました。できるだけ公務災害が起らないような管理運営を引き続き望むところであります。

以上、ご報告申し上げます。

松本分科会長 続きまして、種苗管理センター担当の井上委員からお願いします。

井上委員 独立行政法人種苗管理センターの平成14事業年度の評価結果の概要について、ご報告申し上げます。

評価結果、平成14事業年度の業務につきましては、順調に行われているということで、Aという評価をいたしました。1.評価に至った理由を申し上げます。概要及び資料の2 - 2 - 1

を同時にごらんください。

まず、評価に至った理由を申し上げます。(1) 評価の手法、あらかじめ定められた評価基準に準拠し、種苗管理センターから提出された自己評価シート、補足参考資料に基づく業務実績につきまして、2回にわたる内容聴取を行い、また、沖縄農場への現地調査を行いました。

(2) 評価実施の過程、評価の決定に当たりましては、委員が協議の上、まず中期計画の最小項目を単位としてA、B、Cの3段階の評価を行い、さらに必要なものにつきましては、これらの評価結果を積み上げて、中項目及び大項目の評価を決定しました。その結果、中期計画に掲げられた各項目の評価結果は、小項目では101項目中、A評価が80項目、B評価が20項目、評価対象外の項目が1項目、中項目では、19項目中、A評価が17項目、B評価が2項目、大項目では、7項目中5項目がA評価、及び評価対象外の項目が2項目となりました。評価実施の過程におきまして、説明及び資料請求に対する種苗管理センター側の対応は適切であり、また自己評価シートは昨年度との比較が可能なよう作成され、補足参考資料の充実が図られていたことから、評価作業は的確かつ効率的に実施されました。

(3) 総合評価結果、14年事業年度は、各業務とも円滑かつ適切に行われており、特に昨年度の評価に基づいた改善努力がなされ、成果が認められる等、高く評価でき、全体として中期計画の達成に向けて順調に実施されているものと判断いたしました。

次から、評価シートに添います。資料2-2-1の中期目標、中期計画の各項目等の評価について、具体的に述べていきたいと思えます。

2. 業務運営に対する主な意見等、〔1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置〕について、これは評価シート1ページから20ページまで書かれております。全体として、計画どおり順調に実施されております。トップマネジメントに関しましては、理事長等は法人の課題を的確に認識し、法人の設立目的、及び中期目標に対応した明確な経営戦略を持っている等、組織運営においてその機能を発揮しております。評価シート16ページをごらんください。右側のその他特記事項として記載されているところです。特に14年度は業務運営の効率化、スリム化に関し、業務運営の集約化等の検討結果を取りまとめていることは十分評価でき、今後の具体化を期待したいと思えます。

〔2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置〕について、21ページから56ページに記載されております。全体として、計画どおり順調に実施されております。

種苗検査業務につきましては、28ページをごらんください。右下のその他特記事項に記載

しておりますけれども、昨年指摘しました種苗業者に対するアンケートの回収率が向上しており、顧客満足度の向上に努力しているという姿勢がうかがえます。

種苗生産業務につきましては、32ページをごらんください。需要と供給の差を少なくするための取り組みが進められているものの、台風等の自然災害などの影響もあり、十分な成果を上げるまでには至っておりません。このような不可抗力なものに対しては、法人の努力が必ずしも結果に結びつかないといった難しい面もありますが、これらの不利な状況を克服するための特段の工夫を望みたいと思われます。顧客満足度の向上のための取り組みにつきまして、38ページをごらんください。原原種・原種に関するアンケート調査の結果をもとに、具体的な業務改善計画を作成していることや、顧客からのクレームへの対処がきめ細かく、かつオープンに行われていることから、それらを今後の業務改善に生かしていこうとしており、高く評価できます。

ですけれども、調査研究業務につきましては、49ページをごらんください。センター業務の技術改良のためという位置づけの中で、先端的な技術開発についてもバランスをもって実施されており、特に果樹の品種識別技術など、学会等で高い評価を得ている分野があり、注目されます。

、51ページをごらんください。種苗に関する情報提供、公開を進める観点から、ホームページの一層の充実、活用を図る必要があります。特に栽培試験業務等において蓄積された種苗管理センター独自の情報については、今後一般への公開についても検討を進めるべきであるというふうに思われます。

〔3 予算、収支計画及び資金計画〕につきまして、これは56ページから58ページに記載されております。運営費交付金はおおむね効率的に使われており、57ページのその他特記事項をごらんください。経費節減に関する具体的な取り組みや、前年度からの方針に沿って、一括又はブロック購入、施設整備の自主施工等の取り組みの強化等が着実に進められています。資金配分につきましては、センター全体として効果的に予算を執行するため、個々の経費の必要性を精査し、必要な業務に必要な資金が配分されるよう努めています。

〔4 短期借入金の限度額〕について、58ページをごらんください。平成14年度は短期借入金の実績がなかったため評価を行いませんでした。

〔5 重要な財産の処分等に関する計画〕につきまして、59ページをごらんください。関西農場の売却・移転につきましては、土地の売却・購入等は適切に行われており、また移転後の業務も速やかに開始できるよう、移転先における施設の改修、整備等が行われる等、順調に進

められております。

〔 6 剰余金の使途 〕 について、60ページをごらんください。14年度は剰余金の使途の実績はなかったため評価を行いませんでした。

〔 7 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項 〕 につきまして、60ページから63ページです。施設整備につきましては計画どおり実施されており、業務等の改善が図られています。職員の人事に関する計画につきましては、人員の確保及び適正配置等が行われ、また、職員に対する研修が体系的に実施されており、人材の育成が図られております。

その他、につきまして、63ページをごらんください。昨年度の評価で指摘したリスクマネジメントの導入につきましては、幹部職員への意識啓発、リスクの洗い出しを行うなど、意欲的な取り組みが始められておりますが、今後はリスクの種類に応じた予防措置の体系化と、さらなる進展を図ることが望まれます。会計情報の開示につきましては、他の法人にも共通することではありますが、業務の実施状況を会計の面から国民に示す必要があるため、行政サービス実施コスト計算書、セグメント情報等、よりわかりやすい姿で開示する方法を検討する必要があると思われまます。

種苗管理センターの14事業年度の評価結果の概要につきましては、以上です。

松本分科会長 それでは、次に家畜改良センター担当の鈴木委員からお願いいたします。

鈴木委員 家畜改良センターチームの評価会は、事前の評価作業として、各委員が個別に法人から提出された資料の予備的評価を行い、評価等に必要な疑問点の洗い出しを行いました。この疑問点等について、7月8日、9日の2日間にわたり、法人からの詳細な報告の説明を受け、協議を行い、各項目について評価基準に定める指標に照らして評価を決定し、最後に評価結果の概要を作成しました。

それでは、評価結果を報告します。お手元の資料の独立行政法人家畜改良センターの平成14事業年度の評価結果の概要について、ごらんください。

お手元の資料を見ますと、まず総合評価なんですが、中期目標の達成に向けた計画の着実な実施がなされていることから、評価結果はAと評価いたしました。

次に、評価に至った理由でございますが、最下位の項目につきましては、中期計画、年度計画に照らして、S評価が1項目、A評価が108項目、C評価が2項目となりました。この結果、大項目についてはすべてがA評価となりました。そして、特にS評価となった項目は、乳牛の遺伝的疾患の原因遺伝子を特定し、遺伝子診断方を開発し、特許出願を行ったことで、さらに使用作物のDNAによる品種識別方を開発したことなど、高く評価される成果が認められまし

た。

一方、ヤギ等の種畜の配布では、伝染性疾患の発生により、年度計画を未達成の項目がありました。それは36ページぐらいに書いてあります。発生した疾患につきましては、法人で正常化対策に取り組み、早期の種畜配布に向けて進められている状況です。こうしたことから、各項目ごとの評価結果と特筆すべき事項等を考慮し、総合的に評価した結果、家畜改良センターチームでの総合評価はA評価が妥当であるといいたしました。

次に、特筆すべき事項を業務運営に対する意見等に大項目ごとにまとめました。

まず、業務運営の効率化に関する事項に関して、効率化への取り組みは進展しておりますが、今後さらに民間委託が効率化に結びつく業務を広範に追求する必要があると認めました。

次に、国民に対して提供するサービスとして、家畜改良では、乳牛の遺伝的能力の国際評価、インターブルへ参画することになりました。きょうお伺いしたところによりますと、きょう発表がなされるそうで、日本の牛も大変健闘しているという話を先ほど理事からお伺いしました。

我が国の乳用種雄牛は、国際的比較ではかなり能力の高いレベルに改良されており、優良な種畜、受精卵、凍結精液を、関係団体、農協等を通じて農家へ計画を上回って配布しております。また、肉用牛、豚、鶏等についても優良な種畜等の生産、配布が計画を上回って行われております。調査研究項目では、多数の家畜を用いた貴重な基礎データが蓄積されていることから、データの公表により広範な研究者の支援につながるようになればと思います。

全体としては、中期計画、年度計画どおりに着実に進展していると認めました。

予算、収支計画として、自己収入の増額、効率的な運営による経費の抑制により、当期純利益を計上したことは、法人の努力がうかがえます。

その他、主務省令で定める事項として、事業の進展にあわせた施設整備と、将来を見据えた計画的な人材の育成と確保が行われたと認めました。

このように、各項目の評価概要をまとめ、報告するとともに、最初に言いましたとおり、概要ペーパーの一番上に示したとおり、総合評価についてはA評価といいたしました。

以上、報告いたします。

松本分科会長 それでは、次に肥飼料検査所担当の深見専門委員からお願いいたします。

深見専門委員 それでは、これから独立行政法人肥飼料検査所の評価結果について、ご報告いたします。

評価結果は、概要についての評価結果の欄の一番最後の行に示してありますように、総合評価としてはAを評価しました。評価に至った経緯ですけれども、肥飼料検査所の平成14事業年

度の評価結果の作成に当たりましては、あらかじめ行政法人の方から我々各委員に資料が送られておりまして、予備的な評価をした上で、平成15年6月18日、肥飼料検査所本部においてプロジェクトチーム会合を開催しました。

検査所から提出されました自己評価シート及び補足資料等をもとに、役員等から各業務についての詳細なヒアリングを行い、評価をいたしました。この補足資料が昨年に比べますと非常によく整備されて、格段の進歩をしております、ほとんどストレスなく評価作業ができました。こういう努力というのは評価の表にはなかなかあらわれにくいものだと思うんですけども、個人的には十分評価に値するものだと考えております。

さて、6月18日現在におきましては、平成14事業年度の財務諸表等の事業報告書について、農林水産大臣への正式な報告書の提出がなされていなかったため、正式に提出された後の取り扱いについても協議を行いました。正式に独立行政法人肥飼料検査所から平成14事業年度の財務諸表等の事業報告書が提出された後の取り扱いにつきましては、書面で内容の確認を行うこととしました。平成15年6月25日付で、農林水産大臣に提出されたものにつきましては、提出後事務局からの送付があり、書面で内容の確認を行いました。今年度の評価シートの作成に当たりましては、特に昨年度の評価結果に対して、1．総務省政策評価独立行政法人評価委員会からなされた指摘を踏まえた評価とすること、2．年度計画に定められていない緊急時等の理由による農林水産省からの指示、要請に基づく業務の評価方法の2点を考慮いたしました。

まず、総務省の指摘につきましては、評価シートを充実させ、汚泥肥料の立入検査の件数が従来肥料の立入検査件数の削減においてふやしていることがわかるように、汚泥肥料の立入検査数の件数を、例えばこの評価シートの5ページですけれども、この最初の一番右側に評価のA、B、Cが書いてありますカラムがあって、その次の右から2番目のカラムですけれども、4ページのところに(3)立入検査等というのがあります。そこで、この上から7行目ぐらいから、これを踏まえ、従来の検査対象肥料の立入検査件数及び収去点数をそれぞれ15.9%(82件)、20.8%(232件)削減する一方……というように、具体的に数値を評価シートにイメージしました。

それから、年度計画に定められていない緊急時等の理由による農林水産省からの要請に基づいて行った飼料用抗生物質中の血粉由来のDNAの確認や、たい肥中の有機塩素系農薬の実態調査、このような業務につきましては、内容を考慮し、大項目レベルでは評価せず、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置の一つとして、可能な限り定量的な業務の把握に努め、シートでいいますと、51ページを見てい

ただきたいと思いますが、ここには右から3番目のカラムの一番下の部分に記載されています。中項目レベルでの評価を行いました。その結果は、別紙、すなわちこの資料の57ページ以降がその資料に当たりますけれども、全部がこれに対応するということです。ありますように、1の分析関係業務、それから、59ページの2調査研究、64ページの3その他の各項目におきまして、質的及び量的な面においても高く評価できるものでありました。

また、平成14年度から評価を行うこととされた業務運営の効率化による経費の抑制につきましては、11ページをごらんいただきたいと思いますが、11ページの右から2番目のカラム、下の方にありますように、対前年比で1.6%という、計画を上回る経費の抑制がなされており、大変評価できるものでありました。

以上のことから、プロジェクトチームとしては、これらを総合的に勘案して、総合評価をAといたしました。

以上です。

松本分科会長 それでは、次に農薬検査所担当の日和佐委員からお願いいたします。

日和佐委員 農薬検査所の14年度の評価結果、総合評価はAでありました。評価結果はお手元でございますが、読み上げます。

評価結果については、一部改善をすることが望ましい項目があったものの、業務は年度計画を達成しており、評価基準に沿った積み上げ評価としてはA評価であります。

さらに、平成14年7月以降無登録農薬の販売・使用が判明し、社会問題となったことから、国及び都道府県と連携し、緊急かつ厳密に販売者等に対する立入検査を実施するとともに、集取した農薬の分析を行った。

また、改正農薬取締法の立案のための技術的協力、改正に伴う緊急登録に対応した検査を行った。

その他、国からの要望に基づく「エンドリン及びディルドリンの残留実態調査」や、「農薬製剤中のヒドラジン生成調査」の実施等、中期目標等には定められていない一連の緊急的な課題にも的確に対応した。

これらを加味した独立行政法人農薬検査所の平成14年度業務実績等に関する総合評価としては、Aと評価する。

評価の経過について、報告をいたします。大項目と、その評価の結果については、このシートが一番後ろ、20ページでございますので、ごらんください。大項目については、それぞれAでありまして、短期借入金、剰余金については該当するものがありませんでしたので、評価は

いたしませんでした。

評価に当たりまして、7月14日にプロジェクトチーム会合を開催いたしました。事前に自己評価シートを各委員に送付していただいております。検査所から提出された自己評価シートと補足資料をもとに説明を聞き、その補足資料を詳細に検討いたしまして評価を行いました。農薬検査所におきましても、この補足資料が非常に適切に、かつ詳細に用意されておりましたので、評価をするに当たって非常に適切な判断ができたということを申し上げておきたいと思っております。

当日は、財務諸表等の事業報告書についても協議を行いました。今年度の評価シートの作成に当たりましては、2つ配慮いたしまして、昨年度の評価結果に対して総務省から指摘をいただきました。その指摘を踏まえた評価とすることと、2つ目は年度計画に定められていない緊急時等の理由による農水省からの指示、要請に基づく業務について、この2つの点について配慮をすることとして、評価をいたしました。総務省からは、前年度以前に申請があって、検査が継続している場合、その継続期間及び理由を考慮して評価すべきだと指摘をいただいております。その件数等を評価シートに明記しまして、評価シートの2ページがそれに当たります。その継続している理由を明確にしたところでございます。継続の理由は、農薬の安全性について外部機関に評価を受けることにしたため、それで時間を要したということでありまして、農薬検査所内の検査の遅延ではないということです。

それから、2つ目なのですが、年度計画に定められていない緊急時等の理由による農水省からの要請に基づいて行いました「エンドリン及びディルドリンの残留実態調査」と、「農薬製剤中のヒドラジン生成調査」については、内容を考慮し、評価を行った結果、質的にも、量的にも非常に高く評価できるものであるということで、高く評価をいたしました。評価シートの15ページに記載してございますので、詳細については後でござらんいただければと思います。

そのほか、平成14年度から評価を行うこととされております業務運営の効率化による経費の抑制については、前年対比1%の抑制がなされておまして、評価できるものであります。これについては、シートの5ページに記載してあります。下の方ですけれども、後でござらんいただければと思います。

このような評価の経過を経まして、プロジェクトチームといたしましては、14年度業務実績に関する総合評価としてはAであるという評価をいたしました。

お手元にありますが、今後の業務の適正化を図るために構すべき措置として、2点記載してございます。消費者が求める情報を勘案し、日本向け農産物の輸出国の農薬登録状況や、使用

状況に関しても情報を収集することが必要であるということ、また、アンケート調査が中であつたわけなんですけれども、その回収率が算出できない形での報告でありましたので、回収率を算出できる方法とすること、この2点を追記してございます。

以上です。

松本分科会長 それでは、次に農業者大学校担当の田嶋専門委員から、お願いします。

田嶋専門委員 農業者大学校のプロジェクトチームから、評価結果の概要について、ご報告をいたします。

まず、評価結果は、当該事業年度計画の事業実施状況については、総合評価をA評価とするというものであります。評価に至った理由といたしましては、農業者大学校評価基準に基づいて評価を行った結果、総じて高い評価であることから、総合評価はAとしたということであり、今回評価対象となっている大項目、いずれもAという評価が出ました。まず、評価シートの1ページ目の業務運営の効率化が最初の大項目でありまして、次が3ページ目、業務の質の向上、それから、18ページ目、財務内容の改善、そして、21ページ目、その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項、いずれもA評価ということになっております。総合評価はAということであり、

次に、2番目に、業務運営に対する主な意見等ということであり、総合評価はAといたしましたが、なお、一部の中項目においてB評価が出ております。その改善に当たっては、中期的視点も踏まえ、以下の事項を考慮し、検討する必要があるということで、3点指摘をしておきました。一部の中項目においてB評価があるということにつきましては、これは学生、それから、研修生の獲得状況にかかわる小項目、この小項目が原因となっているものであります。評価シートで申しますと、5ページ、8ページをごらんになっていただきたいと思います。

さて、3点検討する必要があるということですが、まず第1点として、教育内容及び研修内容については、カリキュラム検討委員会及び果樹農業研修改善検討委員会の意見を踏まえた改善及び速やかな定着化を図る必要がある。2点目に、農業者大学校の将来方向について、農業研修教育に関する唯一の独立行政法人として、我が国における農業研修教育を牽引し、次代の農業を担うすぐれた人材を育成していくため、先導的教育の実践や、道府県農業大学校とのかわり、果樹農業研修のあり方を含め、幅広く検討し、見直していく必要がある。3点目に、独立行政法人として、効率的、効果的に業務を推進し、目標を達成するためには、業務進捗状況、財務状況等を的確に把握しつつ、機動的かつ的確な業務運営を行う必要がある。このためには、財務部門の体制を強化するとともに、業務運営全般についても農業研修教育機関と

しての目的を踏まえたマネジメントの質的向上を図る必要があるということであります。

以上であります。

松本分科会長 以上が6法人の評価結果の概要のご説明を受けたわけですが、次に、泉本専門委員から、財務諸表について、お願いをしたいと思います。

泉本専門委員 お手元の資料で番号がふってなかったところなんです、14年度財務諸表に係る意見という、縦長のA4でございまして、その下にA4の、縮小してしまいましたが、3ページほどついているものがございます。

今年度徳江委員と私、泉本、2名で、6法人すべての法人の方から財務諸表につきましてご説明いただきまして、その上で私どもは、財務諸表が国民にわかりやすい情報開示としてはあとどういふことが必要かという、そういう観点から意見をまとめさせていただきました。最初のA4の縦長のところが、意見ということでまとめさせていただきましたので、読ませていただきます。

独立行政法人通則法第38条第3項の規定に基づき、以下の意見を述べる。

独立行政法人の財務諸表の開示に当たっては、国民にわかりやすい開示となっているかが最も重要である。独立行政法人会計基準では、財務諸表に注記することが求められているが、国民にわかりやすい情報開示の条件を満たすには、これだけでは不十分であり、追加情報が必要であるとする。

以上の事情を踏まえ、法人が開示を通じて、説明責任（アカウンタビリティ）を十分果たしているかどうかという視点から、評価委員は財務諸表に対し意見を述べることにする。

本来でしたら、次ページ以降6法人が横長に書いてございます。それぞれの項目のところは各法人の意見のところに踏まえるのかもしれませんが、今回は共通ということで、まとめて私の方からご報告させていただくことといたしました。

本年度は7月15日と17日に、先ほど申し上げましたように各法人からご説明いただきまして、順番にその場におきましてコメントをさせていただいたんですが、6法人すべてを横並びに並べましたら、そのときに気がつかなかった共通事項等が出てまいりましたので、このような形式になってしまったことを、ご報告させていただきたいと思います。

横長の農林水産消費技術センター以下6つのところは、それぞれの法人でコメントを述べさせていただいている点もございまして、白紙のところは該当がないこと、それから、気のついたことだけを述べておりますので、各法人のところの後でご確認いただければと思います。共通の意見というところを、きょうはご報告させていただきたいと思います。

まず、3分の1ページのところからです。これは、財務諸表に関して、注記事項の中で、先ほど申し上げましたように、独立行政法人会計基準のところ、どういうものを注記するという項目が出てはいるんですが、それだけではちょっとわかりにくいのではないかと、財務諸表を公表するに当たってはこういうことが必要ではないかということから、書かせていただいております。

1点目は、注記事項の中で減価償却のところですが、これが損益外減価償却のところの注記でございます。共通的なところですので、減価償却の会計処理の注記のところを書いてある方法ですが、今、第77条というところを参照して書いてあるんですが、このところを書いていただきたいのは、会計処理方法を開示することが求められているため、原価外償却資産の減価償却の方法についての注記文言ですが、会計基準第77とするのではなく、第86、これは第11章独立行政法人固有の会計処理の特定の償却資産の原価に係る会計処理ということ述べております。それから、第57では、貸借対照表の資本の部の表示項目としなさいということが書いてございます。ということで、これを根拠条文にさせていただいた方がよりわかりやすいのかと思います。

それで、注記例を例示すれば、次のとおりであるということで、3分の1ページの右下のほとんど下のところですが、なお書きのところでございます。「特定の償却資産は独立行政法人会計基準第86に基づく会計処理及び第56に基づく資本剰余金の表示規定に従い、当期の減価償却費相当額は、損益外減価償却費として処理し、当期末の損益外減価償却累計額は資本剰余金から控除して表示しております。」ということで、ちょっと専門的な表現になって申しわけないんですが、今年度の財務諸表を見させていただいた限りでは、ちょっと違和感がございましたので、これもご検討くださいというところでございます。

それから、次に附属明細書でいろいろ細かい情報を出していただいているんですが、1点目は固定資産の取得明細のところの著増減内容を注記した方がよろしいのではないかと意見でございます。一番右のところ。特に種苗管理センターそれから家畜改良センター、肥飼料検査所におきましては、今年度が増減項目が多額であったので、このところでこういうふうに述べさせていただいておりますが、一般の事業会社さんですと、固定資産の増減取り引きは大きくなっていますと、何かどういう取り引きがあったか、どういうことを取得したかというのを脚注していただきますので、その基準を一つはつくっていただいて、例えば総資産の1%を超えた、5%を超えた、例えば5億円以上の取り引きがあったとか、そういうことをそれぞれの法人の実態にあわせてお作りいただいた上で、それを開示していただくということ

をご検討いただきたいと思います。

それから、もう1点、固定資産の取得とそれから、資本剰余金の増加額とキャッシュフローの各数値の関係でございます。これは実際に監査した方はおわかりいただけるんだと思うんですが、財務諸表からだけ見ますとよくわからないんです。これで固定資産の取得については、その財源、財源としましては運営費交付金、施設費補助金、あるいは寄付金、自己資金等があると思いますが、その財源、それから、資本剰余金の増加並びにキャッシュフロー、これらの関係を何らかの方法で明示していただくことを検討していただきたいと思いますというふうな意見でございます。

それから、運営費交付金及び収益の明細のところでございますが、これもほとんど共通の意見として、どこの法人さんにも申し上げたことなんですが、運営費交付金の期末残高というのは、先ほどの効率化を示すところにもなっておりますし、それから、あるいは業務未完で翌期に支払いが延びてしまったということもございまして、ということで、運営費交付金の残高について、主な残高を注記していただいた方がよろしいかというふうに思いました。

続きまして、セグメントのところですが、これは幾つかありますけれども、一番右のところの下から2つ目です。まずセグメントは中期計画に沿った業務区分に従いまして、費用と成果がわかるように何らかの注記等、文章で結構でございますので、工夫していただきたい。また、一つの指標としましては、国民1人当たりの各セグメント費用ですとか、そういう注記を置くことにより、よりの確に業務成果の注記とか、比較が可能になると考えられると思います。これは単年度だけ出したのだとなかなかわからないんですが、最後のところにも書いてございませうように、経年で並べるとか、それから、他法人と比較するとか、そういうことを行うことにより、より具体的に成果ということがアピールできるのではないかというふうに考えました。

それから、各セグメントがあるところは、セグメントの最後に全社費というふうにくくってございませうけれども、これは共通費という名前の方がよろしいかと思っております。業務全体に全社一丸で行っているというふうに、それぞれに配布できないということから全社費になっていると思うんですが、これは共通費という区分の方がよろしいかと思っております。

さらに、これはちょっと追加の考え方なんですが、会計基準第36で、製造等の業務を行う独立行政法人における製品等の製造原価は、適正な原価計算基準に従って算定されなければならないと規定されております。製造等の業務の種類、業務の規模等を勘案し、合理的な原価計算手続を定めなければならないとされております。これを勘案しまして、セグメントという観点ではございますが、それぞれのセグメントの原価計算規定、そういうものをおつくりいただき

まして、コスト計算を合理的に行う基準をつくられる方がよろしいかというふうに思いました。

次に、 の行政サービスコスト計算書でございます。これも行政サービスコストというところで、国民1人当たりのサービス実施コストを指標としてわかりやすく注記していくことが、よりわかりやすい開示になるかというふうに思います。

決算報告書につきましては、個別の意見がそれぞれにありますので、割愛させていただきます。

それから、今年度からつけていただきました比較財務諸表です。その他のところの 比較財務諸表でございます。これも、比較でございますので、著増減が一目瞭然となってまいりますので、何か特記するような事項がございましたら、注記等で説明していただく方が、より具体的にわかるようになるかと思えます。

それから、国庫に入る簿外の手数料というところなんです、これは肥飼料検査所と、それから、農薬検査所でお聞きしたところ、それぞれの検査所に直接収入として上がるわけではございませんが、国庫の方に収入手数料として、印紙収入で入っております。ただ、こういうことは、それぞれの検査所、それぞれのセンターでの業務の一環かと思えますので、該当するところがございましたら、これも開示する方が望ましいのではないかということで、一番右に書いてございます。国庫の収入となる独立行政法人事業にかかわる手数料、あるいは登録料等は、事業の成果として、簿外ではございますけれども、参考情報として開示した方がよろしいのかと思えます。当該事業によって国庫に貢献していることの一つの指標であり、何らかの方法で開示をご検討いただきたいということでございます。

それから、最後に、財務分析指標でございますが、今、申し上げましたような、国民1人当たりですとか、それから、経年変化ですとか、他法人比較ですとか、何らかの財務分析指標を作成し、これらにつきましても注記をしていただく方が、財務諸表を読む読者としてはより実態がわかりやすいのではないかというふうに思いました。

以上でございます、今回初めてこういう文書で出させていただきましたので、既に提出した後でございますから、これを直していただきたいということではなく、来年以降ご検討いただきたいということでございますので、よろしくお願いたします。

松本分科会長 ただいま泉本専門委員からご説明がありました、財務諸表に関する大変わかりやすいご意見は、ただいま泉本専門委員が申されましたように、これはあくまでも来年度に対応いただくものでございまして、各法人におかれましては、来年度の財務諸表の作成に当たり、ただいまご指摘いただいた点を十分に配慮していただいて、これをもとにより一層完璧な

財務諸表をつくっていただきたい、こういうふうに思っております。

田嶋専門委員 農業者大学校の評価結果の概要について、先ほどご報告いたしました、一部分修正の必要があるところがありましたので、修正させていただきます。

私、先ほどすべての大項目でA評価となったというふうに申し上げましたけれども、2番目の大項目、業務の質の向上というところで、中項目にBが1つまじっておりましたので、大項目自体がここではB評価となるということでもあります。ただし、中項目のうちの7項目がA、1項目がBということで、全体としては総合評価をA評価とするということでもあります。修正させていただきます。

松本分科会長 それでは、続きまして、2つ目の議題でございます。2つ目の議題は、家畜改良センターより目的積立金の承認申請がございまして、農林水産大臣からこれに対して意見を求められております。そこで、諮問文の朗読をお願いいたします。

生産局総務課長 それでは、資料の3でございます。家畜改良センターの目的積立金についてということで、表紙の次のページでございますが、これも今日付で、独立行政法人評価委員会の方に意見を求めております。朗読させていただきます。

独立行政法人家畜改良センターの平成14事業年度における利益の処分について

このことについて、独立行政法人家畜改良センター理事長南波利昭より、平成14事業年度における利益の処分について別添のとおり申請があったので、独立行政法人通則法第44条第4項の規定に基づき、貴委員会に意見を求めます。

以上でございます。

松本分科会長 それでは、これにつきまして、家畜改良センターより、その内容について、大変恐縮ですが5分程度ぐらいでご説明をお願いしたいと思います。

家畜改良センター理事長 それでは、お手元の資料3でございます。家畜改良センターの目的積立金についてという資料でございますが、諮問文の次のページから順にご説明をしていきたいと思っております。

まず、1ページ目でございますけれども、当センターの平成14年度決算では、自己収入が予算額を上回ったこと等から、経常収益が経常費用を上回り、6,222万4,000円の経常利益を上げることができました。さらに、臨時損失、臨時利益を相殺した結果、当期純利益といたしまして10億8,839万2,000円を計上することができました。独立行政法人が利益を生じたときには、繰越損失を埋め、なお残余があるときは、主務大臣の承認を受け、積立金または目的積立金として処分することができるという規定がございます。それで、当センターの14年度の利益

のうち、事業実施に当たり、センターが業務方法の見直し、あるいは改善等の努力目標を行ったことにより得たものとして、5,991万8,000円を目的積立金として処分するという申請でございます。

なお、昨年度ご承認いただきました13年度決算におきます経常利益1億1,288万円、純利益1億6,935万6,000円の処分につきましては、1億3,740万1,000円を一般の積立金に積み立て、経営努力としてお認めいただきました3,195万5,000円につきましては、目的積立金としてそれぞれ積み立てているところでございます。

それでは、以降、もう少し詳細にご説明をさせていただきたいと思いますが、まず5ページをお開きいただきたいと思います。5ページの中ほどに、損益計算上の経常費用と経常収益の関係でございますが、先ほどお話しいたしましたように、14年度決算におきまして自己収入、これは主に牛乳や鶏卵、あるいは精液等の売払代金が予算額を大きく上回ったこと等から、経常収益が経常費用を上回り、6,222万4,000円の経常利益を計上することができました。さらに、臨時損失、臨時利益を相殺いたしまして10億8,839万2,000円、このうち10億2,616万9,000円につきましては、消費税等の還付額でございました。そういうことで、純利益といたしまして10億8,839万2,000円を計上することができました。

次に、6ページでございますが、利益の処分案でございます。先ほどお話しいたしましたように、主務大臣の承認を受けることにより目的積立金として処分することができるということで、14年度につきましては、10億8,839万2,000円のうち、積立金として10億2,847万4,000円、残額の5,991万8,000円を目的積立金としての処分を申請しているところでございます。目的積立金の考え方につきましては、昨年目的積立金としてお認めいただきました3,195万5,000円について、財務省との協議の過程におきまして、目的積立金につきましては、まず経営努力により生じた利益であることを前提に、1つは、運営費交付金から利益が生じていないこと、2つ目に、自己収入が予算額を上回っていること、3つ目に、目的積立金に対応する現金があることとの3点が財務省の方から示されております。そこで、交付金から利益が生じていないこと、あるいは目的積立金に対応する現金につきましては、次の7ページに図解をいたしましたので、この図をもとにご説明をいたします。

まず、1番目は、運営費交付金につきましては、その処理に当たりましては、当センターは費用申告型をとっており、全額を収益化しておりますので、交付金からは利益は生じていないということがわかりいただけたと思います。一方、目的積立金に対応する現金に関しましては、中段のところに受託収入というのがございますが、受託収入から709万6,000円の利益が

発生しておりますが、これは受託収入で固定資産を購入したことにより発生したもので、この利益につきましては、現金の伴わない利益ということになっております。また、その上の経費の欄のところでございますけれども、業務費（棚卸資産等の振替え）という表示がございます。482万 1,000円、これは14年度に支払った経費ではなくて、棚卸資産等の振り替えという、簿記特有の処理により計上いたしました13年度に支払った14年度の経費ということになっております。

それと、次に自己収入と予算額との関係ですが、受託収入を除く自己収入につきましては、収入予算に対し33%の増、昨年に比べまして 3,800円の増加になっております。

最後になりますけれども、大前提となります経営努力の内容につきましては、8ページに整理をさせていただいております。簡単にお話をいたしますと、まず、収入の一番大きな牛乳でございますが、搾乳頭数が増加したこと、あるいは育種改良なり、適切な飼養管理の向上によりまして、泌乳能力が初産から3産まで、これは新冠の例でございますけれども、それぞれ2.6から4.2%増ということで、昨年に比べまして牛乳の販売量が9%増加をいたしました。予算に対しまして52%、9,600円の増でございます。前年に比べて2,600円の増という結果になっておりまして、また、精液につきましても、14年度の予算に対しまして1,400万円の増加で、前年に比べまして1,700万円の増加というような状況でございました。

一方、経費の削減につきましては、策定いたしました効率化方針に基づきまして、管理部門にありましては電気、電話の契約の見直し、あるいは使用済みペーパーの再利用によるコピー代の節約等々、経費を節約した結果でございます。

目的積立金の使用につきましては、中期計画に定められております剰余金の使途の範囲において、今後の事業の発展の中で業務の質の向上に資すると考えられる通常の予算ではなかなか事業にしわ寄せが生じるため、整備が困難な機器等の購入や装置の整備に使用したいと考えております。

非常に簡単でございましたけれども、目的積立金について、ご説明をさせていただきました。

松本分科会長 それでは、ただいまから質疑・応答の時間に入ります。各法人の平成14年度業務実績評価、財務諸表、並びに家畜改良センターの目的積立金について、ご説明を受けたわけでございますが、ご意見あるいはご質問がある方、どうぞ、お願いいたします。資料が大変膨大で、目を通すだけで相当ご苦労されたんじゃないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

小林委員 まず、農林水産消費技術センターの評価結果について、2点ほど伺いたいです

が、1つは、2の国民に対して提供するサービス云々というところの「C o d e x規格として提案されている重金属の農産物における実態調査について、一部の生産者団体等から試料が提供されなかったため、年度計画が達成できなかった」という一文があるんですが、このC o d e x規格に係る重金属の調査ということは、結構大きな話ではないかと思うんですが、そういうことが生産者団体から提供されなかったということによって達成できなかったというのは、かなり大きな話なのかなというふうに、私、素人ながら思うんですけども、生産者団体が提供しなかったということがどういうことなのかということと、これによって受ける影響というものをどんなふうに考えていらっしゃるのかということ、教えていただきたいということが一つです。

それから、もう1点は、24ページです。24ページの、項目としましてはエです。「独立行政法人食品総合研究所等の関係試験研究機関と連携し」というふうに書いてありまして、要するに食品類等に含まれるダイオキシン類の内分泌かくらん物質等の分析を実施するという項目がございまして、これが中期計画項目として挙げられているんですが、実態としては「行政ニーズがなかったので調査分析を行わなかった」という記述があって、評価をしなかったという、そういうことになっているんですが、これはどういうふうに理解していいのかということ、ちょっとよくわからなかったのは、行政ニーズがないとこれは行わなくていいというようなものなのか、つまり中期計画項目として盛られているということは、これはそれとしてやるということではないのかどうかということです。なぜそういうニーズがなかったのかというのがちょっとよくわからないということで、これも教えていただきたいということです。

もう一つは、肥飼料検査所の中で、3ページで、(2)収去品の検査の中で、有害成分を含有する恐れの高い汚泥肥料等の検査をするということで、私も非常に注目しているんですが、その中で、Aとなっているので問題ないと思うんですが、削減した方は点数が書いてあるんですが、増加した汚泥肥料等の収去点数については、%だけで、実際に何点ぐらいやられたのかということが書いてない。どうもちょっとこれはどういうことなのかなということで、できればどの程度やっていらしゃったのかということをお教えいただきたいということでもあります。

以上です。

松本分科会長 それでは、まず、1番目のご質問、農林水産消費技術センターに対するご質問でございますが、農業者生産団体等から試料が提供されなかったということはどういうことかというご質問でございます。これについて、ご回答をお願いいたします。

消費技術センター理事長 それでは、私の方からご説明いたします。

この事業につきましては、実は実施部門である私ども独立行政法人は、企画部門である本省の方の方針に基づいて実施しているんですけれども、私どものセンターでは分析を担当し、試料の収集は他の機関が担当されました。率直に言いますと 800件の試料を分析するというのが年次計画だったんですけれども、ここに書いてございますように、その試料を収集した機関の事情として、なかなか計画どおり収集できなかったというふうには聞いています。ただ、524件を分析した結果で、初期のC o d e xのいろいろなデータ収集とか、そういうものには十分役立ったということで、実質上はそういう形で効果が得られたと聞いております。それが一つです。

それから、もう1点の、ダイオキシンそれから内分泌かくらん物質の関係ですけれども、これは実は農水省だけではなくて、関係省庁の試験研究機関、あるいは分析機関、それが連携して実態調査をやっている部分でございます。私どもは、つくばの方の食品総合研究所と連携してやるということで、実質は食総研の方の指導のもとに私どもが一部を分担して実施しております。食総研さんの方も昨年度は実施していなかったということで、行政ニーズという言い方はしているんですけれども、そういう事情から実施しなかったということです。私どもが独自で企画してこれを実施するという、そんな関係になっていないものですから、残念ながら昨年度はやらなかったということです。

小林委員 その事情はわかったんですが、食総研の方がなぜやらなかったという事情はおわかりになるのでしょうか。

消費技術センター理事長 そこまでは承知しておりません。

松本分科会長 それでは、3番目の肥飼料検査所に対する有害物質を含む汚泥の問題でございます。この検査点数、何点ぐらいだったのか、この点について、ご回答をお願いしたいと思います。

肥飼料検査所理事長 小林委員からのご質問でございますけれども、汚泥肥料の、まず立入検査件数が、平成14年度は 241件、立入検査をいたしております。これは平成12年度の基準年というときには91件ということでございましたので 164.7%、右側の数字も出ておりますが、件数では立入検査の件数が 164.7%、 241が14年度でございます。この際、収去をいたしました汚泥肥料のサンプル、これが 210点でございます。この差でございますけれども、汚泥肥料というようなものがその立ち上がったときになかったというような場合がございますので、収去件数品目が少ない数になっているわけでございます。

なお、その平成12年度の収去点数は89点でございましたので、14年度は12年に比べまして 1

36%の伸びというふうになってございます。

以上でございます。

松本分科会長 以上、3つご質問をいただいたわけですが、すべての点についてよろしゅうございますか。

それでは、ほかのご意見をちょうだいしたいと思います。ご質問ございませんでしょうか。

それでは、各法人の業務実績評価につきましては、今回の案で決定するとともに、財務諸表並びに家畜改良センターの目的積立金については、主務大臣の承認に関し異存なしとの意見としてよろしゅうございますでしょうか。

それでは、当分科会といたしまして、このように決定することといたします。

なお、業務実績評価につきましては、今後の細かい文言につきましては、調整の末、私にご一任いただきたいと思いますと思いますが、これについてもよろしゅうございますか。

それでは、そのようにさせていただきます。

続きまして、3つ目の議題に移らせていただきます。3つ目の議題は、農業者大学校の業務方法書の変更についてでございます。この案件につきましても農林水産大臣から諮問がありますので、朗読をお願いいたします。

生産局総務課長 資料4でございます。これも表紙を1枚めくっていただきまして、そこに農林水産大臣からの諮問がございます。これも本日付で、独立行政法人評価委員会への諮問でございます。

独立行政法人農業者大学校の業務方法書の一部変更の認可について

独立行政法人通則法第28条第3項の規定に基づき、別紙「独立行政法人農業者大学校業務方法書一部変更案」について、貴委員会の意見を求める。

以上でございます。

松本分科会長 それでは、業務方法書の変更点等につきまして、農業者大学校より、およそ5分程度でご説明をお願いいたします。

農業者大学校理事長 お配りをしております資料4の、おめくりいただきまして4枚目に、独立行政法人農業者大学校業務方法書改正についてということで、まとめてございますので、これを中心にお話をさせていただきたいと思っております。

これまでの経過も含めまして、基本的な考え方について、まずお話をさせていただきたいと思っております。農業者大学校の業務方法書につきましては、去る3月3日の第8回農業分科会におきまして、教育課程に係る部分について、変更のご了承をいただきまして変更いたしました経緯が

ございます。その後、業務方法書については、関係法律とか、規則を踏まえまして、業務の適正な運営を確保するための基本的な事項を定めて、状況の変化とか、あるいは事業の実施の詳細にわたる事項については、簡素化をしたいというようなことを考えまして、機動的な運営に資するという意味で変更したいと考えたところでございます。

主な改正点としてでございますけれども、1つは、長期農業者教育、それから、果樹農業に関する研修の課程につきましては、大学校で定めることとしたいということでございます。これにつきましては、次のページの新旧対照表をご覧いただきたいと思いますが、その2ページ目でございます。2ページ目の新の方の第5条、それから、そのページの第9条に変更の案がございます。

まず、第5条につきましては、大学校の長期農業者教育に係る部分でございます。これについての課程につきましては別に定めるものとするということでございまして、今までは別表として詳細な教育課程を書いてございました。これを別に定めるものとしていただきたいということでございます。

それから、同じく第9条の2に、果樹農業研修についての課程につきましては、具体的な課程については別に定めるものとしていただきたいということでございます。同じくこれも現在は別表という形で詳細に課程が記されてございます。

それから、主な改正点の2番目でございますけれども、従来、学生、研修生、研究生の募集と選考につきましては、詳細に定めておりましたけれども、新業務方法書におきましては、これらにつきましては、別途大学校において定めることとするというふうにしたいということでございます。これは3ページ目の第12条でございます。ここには長期農業者教育、それから、果樹農業に関する研修、研究生についての選考方法については別に定めるというふうにしてございます。

なお、旧の12条から19条、5ページまでございますが、これらについては、募集、選考試験、細かく規定をしておりました。それから、5ページ目の新の14条ですが、学生の成績の評価にかかわることについても、基準を別に定めるということで、簡単にしてございます。

それから、3番目の大きな変更につきましては、6ページ以降でございますが、旧の第5節のところの第25条の休学、26条退学等、次のページの27条の除籍、それから、28条懲戒につきましては、指導に関することございまして、教育指導の学校で状況にあわせてやるべき事項、あるいは詳細な事項というようなことで、これについては削除をさせていただきたいということでございます。

それから、次に授業料につきましては、7ページでございますけれども、第17条、新の17条でございますが、授業料の徴収と、それから、18条については、授業料の免除等ということにつきまして規定をしておりますけれども、詳細につきましては、別途定めるというような形にさせていただきたいと思っております。

以上が主な変更点ということでございまして、新旧の第3章以降につきましては、基本的には現在のものと同じ形で規定をしたいということでございます。先ほど申し上げましたように、業務の運営の詳細等にかかわることについては、状況にあわせてやらせていただきたいということでございます。もちろん当然でございますけれども、この業務の範囲の中でやったことについては、毎年度評価をいただくというようなことで、やらせていただきたいと思っております。

以上でございます。

松本分科会長 それでは、ただいまの農業者大学校の業務方法書の変更に關しまして、質疑・応答の時間に入ります。ご質問・ご意見のある方、どうぞお願いいたします。

それでは、農業者大学校の業務方法書の変更に係る承認について、異存なしとの意見としてよろしゅうございますか。

それでは、当分科会といたしまして、このように決定することにいたします。

なお、今後の細かい文言の調整等につきましては、私にご一任させていただきたいと思っておりますが、これもあわせてよろしゅうございますか。

それでは、そのように取り計らいます。

続きまして、4つ目の議題に移らせていただきます。4つ目の議題は、役員に対する報酬等の支給の基準の変更についてでございます。これにつきましては、農林水産大臣から通知がありまして、委員会として意見を述べることができると規定されておりますので、これにつきましても朗読と説明を事務局よりお願いしたいと思います。

生産局総務課長 それでは、次に資料の5でございます。各法人から退職給与の支給規程、それから、役員給与の支給規程の変更が出てきております。資料の5は総体でございますが、資料の5 - 1、例として農林水産消費技術センターについてごらんさせていただきたいと思っております。これも1枚めくっていただきまして、大臣から独立行政法人評価委員会に対して通知ということで、届け出ということで出ております。独立行政法人通則法第52条第2項の規定に基づき、別添のとおり届出があったので、同法第53条第1項の規定に基づき、貴委員会に通知しますということでございます。これは今までの議題とは違ってございまして、大臣からの通知という

ことでございますが、特段ご意見があれば委員会として意見を申し述べることができるという、こういう規定になっております。

今回の各法人におきます退職給与の支給規程と、それから、役員給与の支給規程、これにつきましては、基本的に同様の改正をしておりますので、一括して私の方からご説明させていただきます。

資料の5の一番最初の2枚紙でございます、裏にも書いてありますけれども、今回の規定の変更の考え方ですが、1のところに変更の理由というのがございますが、平成13年12月に閣議決定で、公務員制度改革大綱が決められましたが、この中で、国家公務員が国の復帰を前提として独立行政法人等の役員に出向する制度の創設が明記されたということでございます。国の職員が独立行政法人の役員という形で出向するという仕組みを始めるということに関連しましての規定の整備でございます。これは、基本的には、国をやめて、当該独立行政法人へ行き、またそこでやめてまた国に復帰するということございまして、退職という行為が途中出てまいります。そのときに、形式的にやめるたびに退職金を受け取るという規定がないようにということの整備でございます。

それから、後半でございますが、本出向制度によって、公務員が独立行政法人の役員に就任するということになります。役員に在任したときの諸手当、これは後で申しますが、調整手当とそれから期末特別手当、こういった手当が各独立行政法人で出るわけですが、この規定の整備ということをしております。

具体的な説明をさせていただきます。2.の変更の内容でございます。(1)で、役員退職手当支給規程の変更ということでございます。ここでは、国家公務員が国への復帰を前提として退職をし、独立行政法人の役員に就任した場合、その国への復帰時に法人が退職手当を支給しないこと等の規定を整備ということで、これはそのときに退職手当を支払わないということと、退職手当の算定上在任期間というのがございますが、これも通算して行うというような規定を入れております。

それから、(2)でございますが、役員給与支給規程の変更内容ということでございまして、国家公務員が独立行政法人の役員に出向した際の調整手当、調整手当というのは、下に書いてありますが、在勤地に応じ支給される手当ということで、国家公務員の給与としては、調整手当というものが含まれております。これは大都市圏、東京23区では100分の12とか、地域によつての規定がなされております。今回国家公務員が独立行政法人に役員として出る場合に、その勤務地域に応じて調整手当の率が違って来るわけですが、国家公務員が転勤等で変わった場

合の調整手当の支払いと同じように、今回独立行政法人の役員として出たときにも公務員と同様の措置がなされる。具体的には3年間は前いたところの調整手当が出るという規定でございますが、そういった対応をしております。

それから、もう一つの期末手当でございますが、期末手当支給に係る規定、これは役員出向後に初めて支給される手当の算定に係る在職期間の特例の整備でございますが、これはいわゆるボーナスでございますけれども、これはボーナス等の支給の確定時期ごとに、支給率それから、在職期間に応じて定められるということでございます。これは在職期間、6カ月ぐらいで、短ければそれに依ってボーナス等減額するというので、減額する率を掛けて支給しておりますけれども、途中で国家公務員から独立行政法人にいった場合にも、それを通算することによって継続した勤務を行うということでのボーナスの算定をしていくということでございます。

資料として、次のページに書いてございます。つけておりますのは、国家公務員の退職手当制度の一部改正と、こういうふうに書いてございます。これは今回の制度の中身としましては、退職という意味では国が独立行政法人に行く場合に、国が事業主となって退職金を支払う場合と、独立行政法人が職員が出向する場合の独立行政法人として支払う給与の規定がございまして、その面で、国がこういう対応をしたということでございますが、国の方では国家公務員法の退職手当の制度改正をしております、1と2、これはちょっと直接は関係ございませんが、次の裏のページになりますけれども、3というところで、独立行政法人等の役員に就任した場合の退職手当の支給に関する規定の整備というのがございまして、ここで規定の内容でございますが、国家公務員が国等への復帰を前提として退職し、独立行政法人等の役員に就任した場合には、退職手当を国等への復帰後の退職時にのみ支給することとするため、所要の規定を整備ということにしております。この下のところの図を見ていただきたいんですが、現行は国家公務員が独立行政法人の役員になった場合に退職金は出る、こういう仕組みですが、これを下の方に変えるということでございます。国家公務員が独立行政法人の役員になって、かつまた国家公務員に戻った場合には、2回あります退職というときに、退職手当を支給しない、こういうことにしたいということでございます。

今回の国の退職給与の支給方では、前段部分、国家公務員から独立行政法人の役員になったときに給与の支払いをしません、それから、在職期間の算定上のいろいろな規定を、法律の説明であります手当法では、ここで措置しております。今回、各法人から出ておりますのは、その次にあります独立行政法人等から国家公務員になった場合、これは支払うのは独立行政法人になるわけですが、こういった場合に退職金を支給しませんよということを、各独立行政法人

の退職手当の支給規程、この中で今回規定をして、出してきているというものでございます。基本的には国家公務員の職員、それから、独立行政法人の役員、これを通算して、引き続き業務を行う場合には、最終的に最後にやめたところで退職金を一度支払う、こういう規定の整備でございます。各法人によって多少文言は違いますけれども、基本的にこういった点を盛り込んだ上での退職手当、それから、役員給与の支給規程の変更になっております。

以上でございます。

松本分科会長 ただいま役員に対する報酬等の支給の基準の変更について、わかりやすい説明を受けたわけでございますが、ただいまから質疑・応答の時間に入ります。質問・ご意見のある方、どうぞお願いいたします。

松井専門委員 お聞きしたいことがあります、最後の棒グラフです。この場合、新しい方法ですと最後国家公務員で終わることになっているんですけども、これが独立行政法人の役員等で退職を迎えるときは、退職金というのは国家公務員時代のもあわせてもらうことになるということですか。

生産局総務課長 そうです。在職期間の計算のとき、最後に独立行政法人でやめるときには、その前にいた国の職員としての在勤期間をプラスして算定するというようになっております。

松井専門委員 ただ、基本的に独立行政法人の職員と国の国家公務員というのは違うものですね。そうすると、国家公務員時代の退職金も独立行政法人が支払うというのは、ちょっと納得がいかないような気がするんですが。

生産局総務課長 これは全体としての調整で、全体としての規定を統一的にやっておりますが、このとき基本的に独立行政法人の役員となると、その役員の任期期間ごとに退職金を算定していくという形になっておりまして、通常に通算してやる形とは職員の場合とは違います。そういうことで、今回通算はするというにしますけれども、全部そのまま国家公務員と同じように期間を算定した上で最後に乗せるということではなくて、ここは各法人からきております規定を見ていただくと、その際に、理事長が別途定める方式によるということで、そこは全体の支給割合が実際の場合と大きな影響がないような調整をしながら、支払っていくということになると思っております。今回の現役出向といいますか、職員が出向する仕組みの算定する際におきまして、基本的にはそういう方式をとらない場合と、基本的に給与等、それから、退職金等のバランスのそごがないように調整しなさいということで言われておりますので、そのところは各法人等と相談しながら、問題がないような形での対応というふうに考えております。

松本分科会長 そのほか、ご意見・ご質問、どうぞ。

それでは、役員に対する報酬等の支給の基準の変更についての農林水産大臣からの通知に対しては、当分科会としては意見なしという形で処理したいと思いますが、よろしゅうございますか。

それでは、そのようにしたいと思います。

それでは、次の議題に移ります前に、ここで一たん休憩に入らせていただきます。ただいま3時20分でございますので、10分間の休憩を持ちたいと思います。次は3時半から再開したいと思います。

午後3時20分 休憩

午後3時30分 再開

松本分科会長 それでは、議事を再開いたします。

次の議題は、平成15年10月から新たに設立される予定の独立行政法人の中期目標などに関する事項でございます。中期目標につきましては、6月2日の農業分科会におきまして、その時点における検討段階のものが示されたところでございますが、その後、さらに検討を進められたものが、本日用意されております。また、中期計画につきましても、6月2日の農業分科会におきまして、その時点における記載の例が示されたところでございますが、今回は独立行政法人に移行する特殊法人が用意した中期計画の素案が用意されております。中期計画は、独立行政法人において独立行政法人自身が作成するものであることは当然でございますが、次回の分科会におきまして、法人の長となるべきものから、正式に説明がなされるとのことでございますが、今回は正式な説明に向けた素案段階のものを各特殊法人から説明をするというものでございます。業務方法書につきましても、次回の分科会で、法人の長となるべき者から正式に説明がなされるとのことでございますが、今回は正式な説明に向けた素案段階のものを各特殊法人から説明するというものでございます。

なお、中期目標、中期計画につきましては、一部数字が埋まっていない部分がございます。この部分は現在検討中ということでございます。

それでは、まず各法人の所管課より、中期目標につきましてご説明をいただき、その後法人より中期計画並びに業務方法書についての説明をそれぞれ5分ずつ、法人当たり合計10分程度でご説明をお願いし、すべての法人の説明が終わりました段階で、各委員からご質問・ご意見をちょうだいしたい、こういう手順を進めてまいりたいと思います。

それでは、まず農畜産業振興機構からお願いいたします。

生産局畜産企画課長 私の方から、中期目標につきまして、ご説明をいたします。

資料ナンバー 6 - 1 - 1 でございます。一番最後に 1 枚紙をつけてございますので、これに沿ってご説明をいたしたいと思っております。

まず、中期目標策定の背景といたしまして、農畜産業振興機構は、国の制度等に基づき、行政代行的な業務を行う政策の執行機関としての役割を有しております。その業務は高度な公共性を有するものでございます。また、B S E 関連対策に係る批判等を踏まえまして、国民の信頼確保という基本的視点に立って、消費者に軸足を置いた業務の執行、効率的かつ透明性の高い事業の実施等の課題に取り組むことができるよう、農畜産業振興事業団では、消費者、法曹関係者等からなる業務執行改善検討委員会を設け、業務運営の改善に関する検討を行い、昨年 12 月に改善策を取りまとめたところであります。

このような検討状況と、特殊法人整理合理化計画の指摘事項を踏まえまして、中期目標を策定することとしているところであります。そのポイントは 4 つございまして、まず第 1 点が、業務運営の効率化による経費の抑制、第 2 点が、業務の適正化であります。外部からの視点を入れて業務執行を改善する観点から、業務運営全般について、第三者機関による点検評価を受けること、また補助事業につきましても、第三者機関による審査、評価を実施するほか、評価結果の事業への反映、評価手法の導入開発、明確な審査基準に基づく事業の実施、助成先の公表等の措置を講ずることを中期目標に掲げることとしております。

3 点目が、政策課題への対応であります。国の政策上の課題に、関係機関一体となって取り組むという業務の方向性を明確にする観点から、畜産、野菜、砂糖、それぞれの業務について、国の政策目標である食料・農業・農村基本計画に掲げる課題の解決に資するよう、業務を行うことを明記することとしております。

第 4 点は、提供するサービスの向上であります。独立行政法人化に伴い、サービスが向上したことを客観的に認識してもらえよう、可能な限り数値目標を設定することとし、生産者補給交付金等につきまして、品目ごとに交付申請の受理から交付までに要する期間を、現行より 1 割から 3 割程度短縮すること、さらに情報収集提供業務において、消費者の関心の高い情報の提供に努めるとともに、情報利用者からの照会に対しては、翌業務日以内に対応すること等が主な内容となっております。

次に、中期目標について、前回 6 月 2 日の本分科会に提出したのから変更があった箇所について、ご説明をさせていただきます。

資料6 - 1 - 1に戻っていただきまして、まず1ページ、第2の1の経費の抑制について、前回提示文では毎年度1%ずつ経費を削減することとしておりましたが、特殊法人等改革推進本部参与会議でのご指摘等を踏まえまして、削減対象、削減幅等について現在検討を行っているところであります。

それから、4ページ冒頭の畜産についての食料・農業・農村基本計画に掲げる課題につきましては、参与会議におきまして、国の目標なのか、法人の目標なのか、あいまいとの指摘を受けたことを踏まえまして、基本計画に掲げる課題が国の政策目標である旨を明記し、野菜、砂糖についても同様としております。

また、事務処理期間の短縮に係る数値目標につきましては、品目ごとに現行より1割から3割程度短縮されるよう、目標値を改めたほか、各種数値目標について、参与会議での指摘を踏まえ、近年実績があるものにつきましては、過去の実績を記入をすることとしております。

それから、9ページの でございますが、砂糖に対する理解の促進のための事業については、当初消費拡大のための事業としていましたが、参与会議におきまして消費者への情報提供という目標にすべきとの指摘を受けたことを踏まえまして、修正をいたしております。畜産、生糸についても同様の修正を行っております。

それから、13ページの第5、その他業務運営に関する重要事項につきましては、独立行政法人農畜産業振興機構法に基づきまして、乳製品、食肉、生糸の売買業務において可能となっている長期借入金について、金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借り入れを図る旨の記述を追加しております。

農畜産業振興事業団の中期目標については、以上のとおりでございます。よろしくお願いたします。

松本分科会長 続いて、業務方法書並びに中期計画について、高橋理事からお願いします。

農畜産業振興事業団 農畜産業振興事業団の高橋でございます。野菜供給安定基金からも伊藤理事が出席しておりますが、時間の関係上、私から一括して農畜産業振興機構中期計画及び業務方法書を説明させていただきます。

資料6 - 1の機構中期計画をごらんください。まず1ページ第1の、業務運営の効率化につきましては、機構が行政代執行的性格を有する法人であり、また幅広い分野を対象に多額の国費により業務を実施することにかんがみ、目標達成のため、相当具体的に実施措置を記載したところでございます。

1の経費の抑制につきましては、ただいま説明ございましたように、現在、国で削減幅等を

検討中でありませけれども、法人としては多様な削減方策を実施することによりまして、目標の達成を図ることとしてございます。

次に、2の業務執行の改善でございますが、(1)の中期目標で記載されている機構の業務全般を対象とした第三者機関による点検・評価に加えまして、(2)補助事業を対象とした第三者機関による事業の審査・評価の実施、(3)の内部検査機能の強化の発揮のための業務運営を横断的に監視する内部監査体制の充実・強化等の措置を講ずることとしております。

2ページをお開きください。業務の機能的で柔軟な組織体制の整備ですが、本部事務所の統合、総務・経理の共通管理部門の統合を進める一方、企画調整などの部門の充実を図るなど、統合効果の発揮に努めるとともに、スタッフ制の拡充、職員の勤定間の交流等によりまして、情勢変化への対応力を増すこととしてございます。

次に、5の補助事業の効率化等につきましては、(1)の評価手法の導入、開発と、評価結果の事業への反映、次のページに移りまして、(2)の明確な審査基準に基づく事業の実施、(5)の助成先の公表など、7項目の措置を講ずることとしてございます。

次に、3ページ下の第2の業務の質の向上のための措置につきましては、各業務の性格に応じまして、業務開始までの日数、処理日数、事業の達成目標など、可能な範囲で数値目標を取り組むことにより、目に見えるサービス向上を図ることとしてございます。

具体的には、加工原料乳、肉用子牛、野菜、砂糖などにつきましては、機構は生産者に対して補給交付金等の交付業務をやっているわけでございますが、その早期交付を図るため、品目ごとに現行の1割から3割程度短縮した目標を設定することにしてございます。

7ページをお開きください。例えば、7ページ下の(2)契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等につきましては、現行よりも3割短縮した期間を設定してございます。また、各種普及啓発事業につきましても達成目標を設定しておりまして、例えば10ページ上でございますが、絹織物等につきましては、日本の絹マークつきの絹織物等の流通数量を、中期目標期間の終了時まで現行の2倍としてございます。さらに、5の情報収集提供事業につきましては、10ページの(2)の情報提供の効果測定を行い、情報利用者の一定以上の満足度を得ること、また、12ページの(4)の消費者への情報提供につきましては、関心の高い情報提供を図るため、企画段階からの消費者、専門家等の参加を促進すること、さらに(5)のホームページにつきましては、年間アクセス件数について、目標を140万件以上ということを設定しておりますが、それらの目標設定によりまして、ホームページの活用を促進することなど、各般の措置を講じまして、業務の充実を図ることとしてございます。

13ページ、第3から第7までにつきましては、現在検討中でございます。

次に、資料6 - 1 - 2の業務方法書のポイントをご説明します。今回の機構の業務方法書は、実質的には、事業団、野菜基金の現行の業務方法書をベースに、機構にそのまま引き継がれる業務、価格関連業務ですとか、助成業務がそれに該当しますが、これらにつきましては、基本的に現行の内容とするとともに、特殊法人整理合理化計画の実施に伴いまして、廃止される業務、例えば乳業者等に係る債務保証、野菜の売買補完事業など、6業務等につきましては、所要の規定の整理、見直し等を行ったものでございます。

目次をごらんください。全体は21章からできておりまして、そのうち2章から第19章までが各業務についての実施手続を定めたもので、その他は総則、あるいは業務の共通事項等を規定したものでございます。時間の関係上、個々の内容の説明は省略させていただきます。

農畜産業振興機構中期計画、業務方法書につきましては、以上のとおりでございますので、よろしく申し上げます。

松本分科会長 それでは、次に農業者年金基金について、ご説明をお願いいたします。

経営局経営政策課長 農業者年金基金について、ご説明いたします。資料6 - 2 - 1をごらんいただきたいと思います。

前回もご説明いたしましたけれども、10月1日以降独立行政法人農業者年金基金が行います業務といたしますのは、1つは、平成14年1月からスタートいたしました積立方式による新たな農業者年金制度の運用、もう一つは、13年の制度改正前の加入者、年金受給者に対する年金の給付ということになります。6月2日の分科会のときもご説明いたしましたけれども、その後、独立行政法人の業務の内容と特筆を踏まえまして、具体的な業務指針となりますよう、中期目標、中期計画を一体的に基金と一緒にになって検討を進めてまいりました。全体的には、前回もある程度詳細なものがご説明できたかと思っておりますけれども、本日お示ししておりますのは、中期計画について、より規定内容が詳細になっているということだと理解していただければありがたいと思います。

まず、中期目標につきまして、簡単に変更点をご説明いたしますと、第2 - 1の運営経費の抑制につきましては、中期目標の期間中の削減目標といたしまして、さらに数値につきましては、現在検討を深めているという段階でございます。

第2 - 2の業務運営の効率化ということ、3の組織運営の合理化のところにつきましては、前回これは一緒に規定しておりましたけれども、中期計画の方でより詳細に規定ができるように、2と3を分けて規定をしたということで、内容的には特段変わってございません。

2 ページ目の4の業務運営能力の向上につきましては、前回もご説明いたしましたように、農業者年金の実際の事務というのが、農業委員会系統、農協系統に業務委託をして実施しているということですので、研修につきましては、計画的に行うということを規定いたしまして、中期計画の方でより具体的な計画が定められるように配慮してございます。

5 につきましては、基本的に変更はございません。

2 ページ目の下の第3の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項につきましては、1といたしまして、年金給付業務の適切な執行という項を立てまして、右の中期計画の方の規定を詳細に規定できるように配慮してございます。

3 ページ目の手続の迅速化、3の年金資産の安全かつ効率的な運用につきましては、前回と同様の規定になってございます。

第4の財務内容の改善に関する事項といたしましては、旧制度に関連するものでございますけれども、貸付金債権の管理・回収を適切に進める等の内容につきまして、規定をさらに加えてございます。

以上が前回との大きな変更点でございます。

以上、よろしく願いいたします。

松本分科会長 それでは、次に中期計画及び業務方法書について、西藤理事長からご説明をお願いいたします。

農業者年金基金 同じ資料の中期計画、それと資料6 - 2 - 1の業務方法書でございます。中期計画は、目標に従いまして、まず経費の抑制のところでございますが、ご説明がありましたように、数字の検討中でございますが、コストの縮減、業務の効率化を図っていくということ、それと業務運営の具体的な効率化のところでは、いろいろな届出様式等の簡素化、あるいはインターネットの活用による業務の効率化、マニュアルの見直しによる業務の円滑化を図っていきたいというふうに思っております。

組織運営の合理化のところは、従前同様でございますけれども、一つは、現在1室3部のもとで9課室の体制ですが、1課を統合し、削減するということと、業務運営の効率化に関連いたしますけれども、電算システムの開発整備を担当する部署を明確化するということ、それと2ページにかけて、職員数でございますが、87名から82名ということで、縮減をしていくという形で整理をいたしております。

それと、業務運営能力の向上等でございますが、今ほど説明がありましたように、都道府県段階、市町村段階での研修を実施することにより、円滑な業務の遂行及び加入者に対するサー

ビスの向上ということに努めたいと思っております。

評価の点検の実施、これは運営評議会を設置して、業務運営に反映させていくということと、考査の実施でございます。

それと、サービスの向上等につきましては、2の下にありますように、記録等の整合をさせることによって、管理等で適切な年金給付ということを考えております。

3ページの手続の迅速化のところ、私どもの加入申込書等の基準につきまして、この目標で、かつその結果について毎年度公表していきたいというふうに思っております。

新年金制度では、資金運用の安全かつ効率な運用が非常に重要な課題になってきますので、運営委員会の開催、さらには結果についての情報開示ということに努めていきたいというふうに思っております。

それと、制度の普及推進ということで、ホームページへのアクセス件数の増加等を通じて、内容の周知、徹底を図っていきたい。給付制度に係る融資事業等の債権管理でございますが、現在115億円程度でございますが、ページ3からページ4にかけてありますように、管理・回収を適切に進めていきたいというふうに思っております。

その他の事項はそこにあるとおりでございます。

また、6-2-2で、業務方法書でございますが、私ども基本的な業務は現年金基金が行っている業務を継承することになります。そういう点では、目的規定等の整備がございますが、基本的には現在の業務方法書を整理いたしておりますが、農業者年金事業の関係では、先ほどもちょっと申しましたが、3ページでございますが、9条で、年金給付準備金の運用について定めております。17ページ以降で、別添で運用の基本方針を添付いたしておりますが、これに沿って適切な運用を行っているということで、第9条に整理をいたしております。その後3ページから14ページまでは、旧農業者年金事業に関連する業務で、基本的に現在の業務を整理いたしております。

若干補足すれば、15ページの8章で、競争入札への基本的事項を、従前整理をいたしておりませんでした。新たに整理をしている状況でございます。

以上でございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

松本分科会長 それでは、次に農林漁業信用基金について、お願いいたします。

経営局金融調整課長 お手元の資料6-3-1でご説明を申し上げます。

まず、農林漁業信用基金の目的、業務内容でございますけれども、これは前回、6月2日にご説明しました内容でございます。繰り返しのなりますけれども、簡単にご紹介いたします。

と、基本的には信用保証の関係の仕事をしているというふうなことでございます。農林、水産ありますけれども、例えば農業者等が融資を受けたいときに、農協等の金融機関に申し込むわけでございますけれども、そのときに、債務保証がつかないとお金がうまく融通できないというふうな場合がございます。そういうときに、各都道府県段階に農業信用基金協会というものがございまして、そこが債務保証をすることになっておるわけでございます。その県段階での債務保証を全国段階でもう一度保険という形で平準化するというふうなことを、信用基金がやっておるわけでございます。

それから、あわせまして、災害補償関係の業務ということがございます。これは災害補償法という法律が別途あるわけでございますけれども、その災害補償にかかる保険制度を国が運営しております。そのときに農・漁業者の方にも保険の掛金を払っていただいております。災害が起こった場合の保険金を払うときの資金を一時的に融通するというふうな業務を担っているわけでございます。この2つが主な業務内容でございます。

そのことにつきまして、第2の資料でございますけれども、第2の業務運営の効率化に関する事項というところの、2つのパラグラフに書いておるわけでございます。実は、前回と違っているところがございますけれども、第2の業務運営の効率化に関する事項につきましては、前回第3に規定していたわけでございます。これは他の独立行政法人の規定ふりとあわせまして、通則法の順番に今回変えて、業務運営の効率化に関する事項を前段にもってきておるわけでございます。

それから、具体的な内容でございますけれども、第2-1のところ、業務運営体制の効率化については、前回同様でございます。それから、2の経費支出の抑制でございます。これは他の法人と同じでございますけれども、現在削減目標数値について検討をしております。次回にはご説明させていただく予定になっております。

それから、次の2ページでございます。新たに4の評価・点検の実施という項目を入れさせていただきます。これは、13年12月に閣議決定されました特殊法人等の整理合理化計画で、政策金融について評価手法を検討して、その結果を事業に反映する仕組みを検討するということになっております。それを受けまして、信用基金については、総務省において策定している政策金融機関等による公的資金の供給に関する政策評価書等を踏まえまして、今後事業に反映する仕組みを導入するということでございます。

それから、第3のところ、先ほど申しました、前回ご説明した資料では、第2に入っております国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項というのを書か

せていただいております。内容は、前回と基本的には変わっておりません。

それから、次の3ページも同じでございます。

4ページのところでございます。第4に財務内容の改善に関する事項というのがございます。この第1に業務収支の均衡という項目がございまして、今後独立行政法人になったことを受けまして、業務収支をさらに均衡するというふうな観点からこの項目が入っているわけでございます。前は で書いておったところが、法人全体の業務収支均衡の目標を定めるというふうなことで書いておったわけでございますけれども、今回、さらにその内容を業務ごとに書き分けて数値目標を設定するというので、より具体化を図るという方向で、整理させていただいております。そういう意味で、農業信用保険業務についての事故率、それから、林業信用保証業務についての代位弁済率、それから、漁業信用保険業務についての事故率につき、一定の目標値を設定する予定にしております。現在、この目標値について精査をしております、次回この点についてはご説明させていただきたいと思っております。

それから、第5に、新規に事項を追加しております。その他業務運営に関する重要事項ということでございまして、長期借入金の条件について記述しております。これは農林漁業信用基金法に基づきまして、信用基金が借入れをすることができることになっておりますけれども、この信用基金が長期借入れをするときには、当然でございますけれども、市中の金融情勢等を考慮して、極力有利な金利条件で借入れするというふうなことを記述しているわけでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

松本分科会長 それでは、次に中期計画につきまして、小松理事の方からご説明をお願いします。

農林漁業信用基金 ただいまの金融調整課長のご説明との重複を避けまして、同趣旨の部分を割愛させていただきまして、中期計画につきまして、簡単にご説明させていただきます。

中期目標もまだ検討中の部分があるわけですが、中期計画につきましても、まだ素案の部分もたくさんございます。その点をあらかじめお断りさせていただきたいと思っております。

まず、第1に、最初に第1の業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置、1ページでございますけれども、そこに業務運営体制の効率化案につきましては、事務所統合の効果を踏まえつつ、業務の質や量に対応した組織、人員体制の見直しを行うこととしております。これは左側の中期目標の第2の柱書きの後段でありますけれども、そこに、信用基金がその役割を的確に果たすためには、多岐にわたる業務を一体的に運営し、一つの法人として効

率的な業務運営体制を確立することが必要不可欠と書いてございます。この趣旨でございますが、先ほど来課長の方からご説明ありますように、私どもは、農業、林業、漁業、そして農業災害関係、4つの法人が統合したという特殊な性格を持っております。したがって、現在4カ所に事務所が分散しておりますので、これをぜひとも1カ所に統合する。また、逆に申し上げますと、信用基金といたしましても、今回の独立行政法人化を契機として、真の意味での統合を図るためにも、事務所の統合化を図りたいということで、冒頭このことが書いてあるわけでございます。

なお、具体的な統合の場所や時期などに関しては、まだ正式な賃借契約に至るまで諸手続きがございますので確認できませんが、信用基金としては、平成16年度の後半に、しかるべき形で統合したいというふうに考えております。

次に、2点目といたしまして、同じページの経費支出の抑制についてでございます。これにつきましては、予算の執行管理体制の整備、費用対効果の検証、一般競争入札の積極的な導入等の措置を講ずることにしております。

なお、経費節減の数値目標につきましても、先ほど課長からご説明がございましたように、現在主務省で検討をいただいているところでありますが、信用基金といたしましても、これを受けまして、努力して定めるということにさせていただきたいと思っております。

経費につきましては、信用基金としても、従来から経費支出の抑制に努めてきているところではありますが、予算等に関しては、私どもは特殊法人ではなく認可法人でありますけれども、主務大臣によって厳しい査定を伴った認可をいただいております。それと、信用基金の運営経費は、基本的には信用基金がみずから保有いたします基金の運用益で賄うという形になっておりますが、なかなか最近の経済情勢、低金利が長期間にわたって大変厳しいということ、それから、運用資産そのものが多額の代位弁済、保険金支払いで目減りしているというような事情があるものですから、かなり厳しいような状況になっております。そういうこともありまして、林業部門は一部を運営費交付金、政府からの運営費交付金をいただくという条件になっておりますが、信用基金全体としては、運営経費につきまして、政府からの補助をできるだけいただかないで済むように、経費の節減について、組織を挙げて取り組んでいきたいということでございます。

それから、信用基金の業務、保証保険とか、資金の貸し付けという、いわば事務的な性格の業務、これでございますので、どうしても事務的な経費に占める固定的な経費、人件費やそれから、建物の賃借料、そういったものがほぼ8割を占めているというような事情にありまして、

その点はあらかじめご理解いただきたいと思います。

それから、第3点、最後でございますけれども、3ページの下の方でありますけれども、適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定というふうに書いております。これらにつきましては、信用基金といたしまして、水準の随時点検を行いまして、必要に応じて保険料率や貸付金利等の見直しを行うこととしております。そういったことのために、その際には算定委員会の設置等の措置を講ずる。信用基金の内部にそういう措置を講ずることといたしております。この趣旨は、これまで一部を除きまして保険料率等は政令で政府が定めておったわけでありましてけれども、これからは信用基金みずからが定めて、これを主務大臣の認可を受けるとい、信用基金が主体性を持って決めるという形になっておりますので、そのような方式をとるといことを計画の中に定めたわけでございます。

以上が中期計画について、私どもとして特に重視している点でございます。よろしく願いいたします。

松本分科会長 それでは、次に水資源機構について、ご説明を伺いますが、まず最初に、中期目標について、農村振興局の総務課長からご説明をいただき、その後で、事前に所管する4省の合同会議が開かれたわけですが、この合同会議にご出席いただきました小林委員の方から、その質疑内容等を後でご報告いただく、このように進めていきたいと思っております。

それでは、まず中期目標について、ご説明をお願いいたします。

農村振興局総務課長 水資源機構につきましては、今、会長からお話ございましたように、機構自体は、農業用水、工業用水、生活水の確保、あるいはその洪水調整のためのダム、用水路等の整備を実施している機関でございます。このため、農林水産省のほか、国土交通省、経済産業省、厚生労働省の、4省所管となっている法人でございます。今、お話ございましたように、7月22日に農業分科会の水資源機構ワーキンググループを含めました4省合同の会議が開催されたところでございます。この説明でございますが、大変恐縮でございますが、私の方から中期目標、中期計画を一括してご説明させていただき、後ほど小林委員の方から、4省合同会議の様子の報告をお願い申し上げたいと思っております。

まず、資料6-4-1でございます。水資源機構関係でございますが、4省共管ということもございまして、書きぶりが他法人とやや異なる書きぶりになっております。

まず、最初に、前文を置いているところでございまして、この中で、機構が行います業務の目的、背景、課題等を整理して、理念等を述べているところでございます。中期目標におきまして、機構の業務の目的といたしまして、用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給を

確保するという役割を明示し、あるいは最近の動きとして、水の質に対する要求といったことも述べているところでございます。これを受けた中期計画におきましては、機構が業務を具体的にを行うための課題、取り組み内容の骨子を述べておきまして、1つ目は民間企業的な経営手法の導入、あるいはその2つ目として、徹底的なコスト縮減といったことを述べ、これらを踏まえ、安全で良質な水を安定して安くお届けするという理念を述べているところでございます。

以下、2ページ以降でございますけれども、まず、2番の業務運営の効率化に関する事項でございます。中期目標におきまして、効率的な事業運営を行うための機動的な組織運営、あるいは職員のインセンティブ確保による資質向上等について述べているところでございまして、これを受けた計画におきまして、利水者に対するサービスの向上として、利水者窓口の明確化、あるいはその経営戦略を担う組織の明確化、こういったことを述べているところでございます。

また、機構におきましては、いわゆる公共工事を行いまして、工事を行い、その後その管理を行うということがあるわけでございますけれども、これらを一体的にと申しますか、総合的に行う事業所化を図っていく。個々の事業ごとの事業所から、総合的事业所にもっていくといったことを述べているところでございます。

また、右の にありますように、新人事制度の導入・運用ということで、職員の能力や業績を適切に評価する制度を導入していきたいということを述べているところでございます。

それから、3ページの(2)で、効率的な業務運営について、効率的で経済的な事業の推進が可能となる環境を整備するということを目標の方で述べております。これを受けた計画におきましては、情報化、電子化による業務改善、あるいは組織間の役割分担の見直し、複数部署にまたがる業務の一元化といったことを述べているところでございます。

それから、4ページの(3)で、事務的経費の節減でございます。これは他の法人でもございましたけれども、今、中期計画期間中の事務的経費の削減目標について精査中の段階でございます。いずれにしましても、こういった事務的経費の削減について努めていきたいということ、目標、計画、それぞれで述べることにいたしております。

それから、4ページの3、国民に対して提供するサービス関係でございますが、中期目標におきまして、施設の新築、改築事業の計画的で的確な実施に努める。あるいはそのでき上がった施設の的確な管理を行い、利水者への安定的な水供給に努めるということを述べております。これを踏まえた計画におきましては、別表1、あるいは別表2となっておりますが、最後の別表の中で、ダム事業と用水路事業、それぞれにつきまして、今後の計画期間中の進捗計画なり、管理を行う施設について記載する予定にいたしております。

それから、6ページ目でございますが、(5)に総合的なコストの縮減について述べております。これは国レベルの公共事業におきましても、公共工事のコスト縮減対策を実施しているところでございますが、機構につきましても、これと同等に、コストの縮減に努めるということを目指して述べ、これを踏まえた計画におきまして、具体的なコスト縮減目標を定めるべく、今、作業をしているところでございます。

それから、(6)で、環境保全への配慮について、目標の方では配慮することとございます。当然公共工事についてのいろいろな要請にこたえた形で、環境について留意することを目標で示し、これを受けた計画の方で、(6)にございますような、自然環境の保全、あるいは環境学習、それから、環境情報の発信、それから、リサイクル等々について、環境関係について述べているところでございます。具体的に数字については、現在まだ精査中でございます。

それから、やや飛ばしまして恐縮でございますが、12ページから財務内容の改善に関する事項について述べております。財務内容の改善につきましては、これまでに述べましたような業務運営の効率化、業務の質の向上等に関する事項に配慮した予算を作成し、業務運営を行うということにしておりまして、これを受けた計画におきまして、機構の業務は、国からの補助金、交付金等を財源として実施しているところでございますけれども、予算の伸び率など、予算を見積もる前提条件が相当難しい部分もございまして、この具体的な予算の中身については、現在調整中でございます。また、人件費を含む中期目標期間中の予算の総額につきまして、具体的に設定し、収支計画等を策定する予定にしております。また、短期借入金の限度額、あるいは剰余金の使途等について、記載することとしているところでございます。

その他、業務運営に関する重要事項としまして、施設整備に関すること、人事に関することにつきまして、目標で述べまして、これを踏まえた計画におきまして、施設設備の整備更新の計画の策定、あるいはその人事配置の再編による機動的な業務運営の確保、さらに人件費、職員数の削減目標について定める予定にしております。これらの数字につきましても、現在精査中の段階でございます。

13ページの最後に、利水者負担金に関する事項とございますが、これまでの工事、事業につきましては、工事終了後、負担金いわゆる地元負担金等を払う仕組みが通常であったわけでございますけれども、その都度工事の年度ごとに工事出来高に応じて負担金を払っていく。利子との絡みにおきます地元の負担軽減の措置になるわけでございますけれども、これにつきまして、計画の方で、この前払方式の活用について記載したいというふうに考えているところでございます。

私の方からは以上でございます。

松本分科会長 それでは、小林委員、お願いいたします。

小林委員 それでは、水資源機構プロジェクトチームの一員であります私の方から、第1回合同会議の様態をご報告いたします。

先ほどお話がありましたように、合同会議は、厚労省3名、経済産業省3名、国土交通省6名、そして当農業分科会から3名を加えました15名の体制で行いまして、第1回には15名中13名が出席いたしました。そして、議事内容としましては、合同会議の公開、資料公表等の運営方針についての確認、そして中期目標案及び中期計画素案についての質疑・応答を行いました。

この質疑・応答の内容について、主要なものだけ申し上げますと、第1回ということもありまして、各委員からは総論的な意見がございましたが、主なものとしては、環境保全を考慮したダム管理のあり方を新たに探るといった内容があってもいいのではないかとというようなことで、あるいは利水者にとっては水資源の開発利用の投資に見合った利益が確保されることが切実な関心事項であり、環境保全に配慮した措置を講ずる場合でも、これに見合った受益が担保されることが前提となるべきであるということ。そして、利水者にとって、水質は重要な問題であり、このことを強調すべきである。施設の新築よりも、施設維持の方が技術的に大変であり、また施設の更新や改築をいかに進めるかといった考え方を明らかにすべきである。こういったような意見がありました。

以上でございます。

松本分科会長 以上、本年10月から発足いたします新しい独立行政法人の中期計画並びに中期目標をご説明いただきましたわけですが、ただいまから質疑・応答の時間に入りたいと思います。

長尾委員 単純な希望ですけれども、文章の表現の仕方を統一された方がよろしいと思うので、6-2-1と、6-3-1の中期計画案のところは、形態文になっていますが、その必要ないと思うので、ほかとあわせて常態文にしてください。

松本分科会長 表現の統一をお願いしたいということで、よろしく申し上げます。

松井専門委員 農畜産業振興機構の、中期計画案の5ページにある です。牛肉のトレーサビリティシステムの確立等を図るといふふうに書かれています。今までも改良センターがたしか牛のトレーサビリティはやっていらっしゃるわけです。それとこれの兼ね合いというのはどのようになっているのでしょうか。

農畜産業振興事業団 新しい法律ができて、10けたの数字を装着して、データを家畜改

良センターに集中して、それを転々流通する過程で確認しながら、表示を添付していく、そういう事業について私どもの助成事業を通じまして支援していくということでございます。

松本分科会長 区別はそれでよろしゅうございますか。

松井専門委員 ちょっとわかりにくいですね。補助をこの農畜産業振興機構が行う、お金は出す、実際の業務は改良センターが行うということですか。

農畜産業振興事業団 そうです。

夏目委員 前回は出ましたけれども、数値目標、きょうはほとんど精査しているとか、検討中というお話でございましたけれども、なぜその数値目標なんだという根拠を、次回にはぜひお示しいただきたいというのが一つ。

それからもう一つ、農林漁業信用基金の関係ですけれども、今、認可法人ですけれども、これに対する行政評価、監視の結果から、かなり厳しい勧告が出たというふうに承知しておりますけれども、それが独立行政法人にかわっていったときには、解消されていくのかというところが、もう少し中期計画あたりで出されてきてもよろしいのではないかなという感じを受けましたけれども、先ほどの課長のご説明では、口頭の中には大分入ってございましたけれども、文書からはなかなかその改善のところが読み取れないという感想を持ちました。

松本分科会長 それでは、ご回答をお願いしますが、まず数値目標をなぜ設定するか。

夏目委員 これは農林漁業信用基金だけではなく、それはすべてのことで、次回にということとで結構でございます。

松本分科会長 それでは、簡単にご説明をお願いしたいと思います。

農畜産業振興事業団 農畜産業振興事業団でございますけれども、第3のサービスの向上のところに限りまして、できるだけ数値目標を設定しているわけですが、これは国民の皆さんが機構の事業を通じて、具体的にこういうふうに、例えば補給金の交付ですと、これだけ短縮したとか、あるいは事業の処理の開始日が早くなった、そういう目標を示すことによりまして、サービスが目に見える形で向上したということを実感してもらい、また評価の上では明確な基準に基づいて、それが達成されたかどうかということを明らかにする。そういう目的で設定してございます。数値目標の根拠でございますが、現行の実績よりもそれぞれの業務の内容に応じまして、1割から3割程度、例えば交付期間ですと短縮した目標を設定してございます。

松本分科会長 それでは、次は農業者年金基金、お願いします。

農業者年金基金 私ども、全体的な経費目標等のところは検討中でございますけれども、私

ども数値目標として整理させていただいておりますのは、1つは、考査の計画的実施でございます。これも関係都道府県全部47都道府県に業務委託をしているわけですが、それぞれのところで現状よりも頻度を高めて2年に一度ということで、そうしますと年間23件程度やらないと実行できないわけですが、それをきちんとやるということを明示することによって、関係者の理解を得ていくというのが一つでございます。さらに、処理等の迅速化でございますが、年金業務、基本的に月で整理をしてやっておりますので、3ページにありますように、60日以内というのは2カ月以内という形で、申し出を受けた月の翌月には整理をするということで、私ども新しい業務のところ、過去の実績のところまだ蓄積がなかなか少ないんですけれども、少なくとも過去の実績を踏まえて、それ以上にしていくということと、結果を公表することによって、これも関係者の理解を得ていきたいというふうに思っております。それと制度の普及、これも制度についての関係者の理解、協力、そういう点では私ども情報を的確に提供していくということが当然の責務でございますが、あわせて現在非常にID技術が進歩しておりますので、そういう中で、私どものホームページへのアクセスを、かつホームページには的確な情報を提供していくということで、制度の理解の促進に努めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

松本分科会長 農林漁業信用基金、お願いします。

農林漁業信用基金 ただいまご指摘の認可法人に対する勧告でございますが、ことし15年4月の、認可法人に対する行政評価監視勧告のことかと存じます。この点、私ども農林漁業信用基金に対する勧告は、おおむね3点ございました。1点は、林業信用保証事業関係と、それから、漁業信用保険事業関係、それと業務運営の合理化、3点ございました。実は、それぞれの項目、お手元でございますが、若干長くてあれですが、私どもとしては、そこに掲げられました勧告の要旨、それに対する私どもの措置は、それぞれ一つ一つ申し上げるのは差し控えますけれども、例えば林業信用保証業務につきましては、債務保証費用等の発生状況に応じて、保証料率の見直しを検討するとか、それから、債務保証の引き受け審査を充実させる、それから、債権管理を強化せよ等々の勧告をいただいておりますので、そういったことを含めて、中期計画等に入っているつもりでございます。

また、一番大きな、冒頭申し上げました業務運営の合理化につきまして、この勧告の中でもやはり事務所の統合を行えということも書いてございます。まさにそういった意味で、今回の中期計画の冒頭に、先ほど申し上げましたように事務所の統合をぜひとも最初に掲げて、これ

を推進しようというぐあいを書いてございます。ただ、一つ一つ細かい点の、どこにおさまっているかどうかは、ちょっと説明は省略させていただきますが、それを受けた中期計画を策定しているつもりでございます。

松本分科会長 それでは、次に水資源機構からお願いします。

水資源開発公団 私どもの中期計画で、数値目標、具体の数字、それから、目標年度、あるいは実施主体というものを、可能な限り明確にしたい。それは私ども自立的な経営をこれから進めていく上で、評価委員の皆様のみならず、利水者の方々、あるいは国民の皆様に私どもの経営をガラス張りにするという観点から、可能な限り業務運営上の指標、これを数値化していきたいという気持ちのあらわれで、各種細かい数字が並んでおりますが、これも一つ一つ詰めた上でございます。

以上でございます。

松本分科会長 それでは、夏目委員、第1の質問については、それによろしゅうございますか。

そのほか、どうぞ。

清野臨時委員 私も数値目標に関連した話なんですけれども、業務運営の効率化という観点で、今回既存法人とは全くかわって、新法人につきまして2%の運営経費抑制ということで、これは既存の毎事業年度1%ということに比べまして、それぞれが自主的に判断して数字を入れ込めばよいのか、それとも想定し得ないような大きな数字がここに入るのか、それによっても今後各事業年度ごとの評価というのがしやすかったり、しにくかったりするかと思うんですが、その辺の背景について、教えていただければと思います。

生産局総務課長 各法人に共通していることでございますので、私の方からお答えいたします。

今回特殊法人なり認可法人を独法化するに当たりまして、やはりずっと財政当局といろいろ協議をしながら来ているわけでございます。やはり、独法化に当たって、財政再建なり、経費の効率化、事業執行の効率化というものをやっていくわけですが、今まで数字として何となく出ていたものがありますが、実際今回実施するに当たって、今まで以上にもう少し経費の削減ということを表に出したような形で内部で検討しようということで、個々の法人について今さらに精査を進めております。最終的にこれは統一的なものになるのか、個々の法人ごとに多少ばらつきが出るのか、ちょっとまだわかりませんが、これについては各法人全体にわたってさらなる削減というものを今全部出して、内部で検討中ということでございます。

松本分科会長 そのほかどうぞ。

佛田専門委員 私の質問は2点ありまして、まず農林漁業信用基金と、それから、農業者年金基金についてですけれども、こちらの2つの法人につきましては、業務の実施上、国民に対するサービスの実態というのは、市町村であったり、信用保証協会が実施をするものでありますから、その部分の関係について、中期計画並びに中期目標の中に、もう少し踏み込む必要が実際にあるのではないかというふうに考えます。

それから、もう一つ、4つの法人に共通する部分なんですが、中期計画の中に、ホームページのアクセス件数を目標とされていますけれども、これについても、過去何年間の平均を目標にしているところもあたり、果たしてこういう数字を目標とするに実際に値するのかどうか、それから、または更新の時間を1週間という、それが長いのか短いのかわかりませんが、こういうものを中期計画として書くに値するのかどうかということをお教えいただきたいと思っております。

松本分科会長 それでは、まず第1番目の佛田委員からの質問で、それではご回答を農林漁業信用基金からお願いします。

農林漁業信用基金 おっしゃるとおり、私どもの信用、特に農業関係、漁業関係は、各県にあります基金協会との間で基金協会が保証したものを私どもが保険をするという形でありますから、基金協会との業務の連携、これが我々の業務の中核でございます。その意味で、中期計画の中にも、例えば幾つかの部分において、基金協会との連携の強化とか、あるいは基金協会と一緒に保証あるいは保証引き受けとか、それから、回収金の問題、保険金支払審査等について、情報を共有するとか、連携を強化する等々の部分がございます。ただ、今、おっしゃったとおり、基金協会の方々が、例えば中期計画を見た際に、もっと連携を図っていただきたいという意見があるかもしれません。その辺もう一遍見直した上で検討させていただきたいと思っております。

松本分科会長 それでは、2番目の、4つの法人に対してそれぞれでございますが、果たしてホームページへのアクセス件数がどれだけの意味を持っているかというご質問でございます。

それでは、まず農畜産業振興事業団からお願いします。

農畜産業振興事業団 農畜産業振興機構の場合、ホームページへのアクセス件数ということで、140万件程度ということで、かなり意欲的な目標を設定していると思うんですけれども、これは年々アクセス数がふえておりまして、特に14年度はB S Eのことがございまして、特にアクセス件数がふえた時期でございます。そういったふえた年度を目標として掲げることによ

りまして、情報の鮮度アップですとか、あるいはホームページの見やすさ、そういうことを工夫しながら、目標の達成を図っていこう。ただ、これは、今、事業団と野菜基金でアクセス件数のカウント等が若干異なっておりますので、その辺の統一ですとか、そういうことを図りながら、かつホームページについて改善しながら目標を図る必要があるんじゃないか。そういう意味で、アクセス件数を掲げることは、内容の充実を図っていく上で必要だと、私どもは考えております。

松本分科会長 それでは、農業者年金基金、お願いします。

農業者年金基金 先ほどの1の質問とも関連いたします。私ども委員からご指摘のとおり、農業者年金基金自体、業務は市町村の農業委員会であり、農協との関係で、業務が実際上行われているわけですので、中期計画の中においても、1ページの業務運営の効率化という観点で、まさに受託業務機関であります農業委員会あるいはJAの業務との連携を図りながら実行していくということ、例えば、電算化システムといたしましても、それぞれの受託機関の状況と整合しながら効率化を図っていかないとなかなかいけないので、そういうことをやっていくということを計画の中で明示しているということと、そのほか、研修ということで、当然のことながら、市町村の農業委員会、それとJAの担当職員との研修を通じての業務の周知徹底、それと今の最後の問題に関連するわけですけれども、私ども当然のことながら、農業者年金ということで、情報提供、情報交換といった場合、個々の加入者との情報提供、情報交換が当然のことながら重要な意味合いを持つわけございまして、計画の中の、例えば資金運用の状況について、個々の加入者にそれぞれまとめてというわけではなくて、個々の加入者にそれぞれご通知申し上げます。そういうことで、当然個々の加入者との意思疎通と申しますか、あるいは保険料の振り込みにしても、個々月々あるわけございまして、そういうことを通じて、状況の周知徹底、それと、いわばまだ加入されていない方への周知徹底、まさにホームページ、あるいはそのアクセス、それも我々一つの重要な手法だと思っておりますけれども、あわせて、計画の中でもしておりますが、現場での受託業務機関における説明会、これは私どもも参加しながら、実行してきております。そういうことを通じて、関係者とのコミュニケーションと申しますか、そういうことの徹底をしていきたい。

ホームページのアクセス件数自体、大変申しわけないんですが、私どもこういう形でホームページで情報提供という形で立ち上がってまだ日が浅いものですから、当面この状況を見ながら、次にどういうふうに考えられるかという形でやっていきたい。ただ、加入者あるいは関係者とのアクセスは、いろいろな多様な形で当然やっていかなければいけないというふうに思っ

ております。

松本分科会長 それでは、次に農林漁業信用基金、お願いします。

農林漁業信用基金 私どものホームページの件でありますけれども、先ほどの答弁と若干関連するわけでありまして、私どもの業務の相手方、ある意味で利用者であります。これは各県の基金協会、47ございますから、直接的には相手方が極めて限られているので、ホームページの意味がある意味でちょっと違うのかもしれませんが、ただ、ご承知のように、金融関係、制度の改変とか、金利の改定等々たくさんございまして、そういった意味合いにおいて、各基金協会の方々が最新情報を我々から得るといった意味合いにおいて、十分活用されておりますし、またされ得る余地があると思います。その意味で、ホームページ等において、ここに書いてありますように、更新に要する期間を1週間以内と、最新のものを常々並べておくということが意味があると思っております。件数そのものにつきましては、ただいまの年金基金と似たようなものでございまして、まだ新しい部分がございます。また我々なりに、またどのような内容、どのようなものが、場合によったら基金協会の方々、それ以外の、その基金協会を使っておられる農業者、漁業者にとってもまた魅力のあるものはどんなものか、そういった点につきましては率直に言ってまだ私どもの勉強が足りないと思っております。そういった意味合いも込めて、この数値目標というものを充実した、そういうことでございます。

松本分科会長 それでは、水資源機構、お願いします。

水資源開発公団 私どもも、今、おっしゃられたように、私どもの機構と、国民あるいは利水者の方々をつなぐ有効な手段として、このホームページはとらえております。特に、先般の台風のようなとき、私どもの運営している施設がどのように施設の機能を発揮しているのか、あるいは日照りが続いたときダムにどの程度水がたまっているのか、あるいは用水でどの程度供給可能なのか、こういう情報を利水者の皆様あるいは国民の皆さんにお届けする。この上でも、ホームページは有効だと考えております。また、財務諸表あるいは機関投資家に対する事業説明、これをやはり私どもオープンに、このホームページあるいは事務所等にも備えつけるということも通じて、広く私どもの経営内容もご理解いただくために、このホームページ、より充実させた上で、まだ数字の目標を私ども今精査中でございますが、いろいろな方にアクセスをいただき、私どもの業務内容等を承知していただくために有効だと考えております。

以上でございます。

松本分科会長 それでは、泉本委員、どうぞ。

泉本専門委員 農業者年金基金に2つほど質問があります。

1つは、中期目標の3ページで、申請書等の迅速な処理、右上の2の(2)だと思うんですが、このところで、60日以内、最後の年金一時金裁定請求書が90日以内という、こういう期間を目標とされているんですが、ちょっと長いんじゃないかというふうに思いました。そもそも60日というと2カ月たってしまうし、年金一時金裁定請求書が出て90日以内で、90日ピッタリだとしても3カ月たってしまうんです。ちょっと目標の日数が長いのではないかなと思ったんですが、こちらの基金さんは、間にJAとかそういうところが窓口になっていただくので、業務の流れとしてどうしても期間がかかってしまうのかもしれないんですが、それにしても目標値としてはこれの半分程度がよろしいのではないかなというふうに思いました。無理なことかもしれませんが。

もう1点は、こちらの業務方法書の方で、資料6-2-2の18ページで、資産構成のところ、資産運用についていろいろ細かく書かれていたんです。これは決してこちらの基金さんだけのお話ではないんですが、厚生年金基金等、民間でつくっているところも、すべて悩みの種なんです。実際の運用のところ、運用の目標値を、それぞれのベンチマークでとっています。短期資産はこういうレートですとか、国内債券はどうかのとっているんですが、昨年、14年度、13年度、ご案内のように国内株式がどっと落ちましたので、そもそも最初から目標値がマイナスなんです。そのマイナスに近ければいいということだと、マイナス運用になってしまいうんです。それで、幾つかの基金さん等でもどういうふうに今後運用するんですかということを知っているんですが、やはり一つは損切りルールというのをつくらないと無理ではないかというふうに言っております。こちら資金運用委員会等をつくってということが中期目標のところに書かれているんですが、先ほどの中期目標の3ページの2のところですが、そもそも運用委員会の中で結果がマイナスだったねという委員会を開催しても始まらないことなので、どういうマイナスのときには早く処分するというのを、何らかの方法をつくっていかねばいけないのではないかというふうに考えておりますので、よろしくご検討ください。

松本分科会長 それでは、今の2つのご質問に対して、回答をお願いしたいと思います。

農業者年金基金 2つございました。

最初の方からお答え申し上げますと、委員からもご指摘がありましたように、私ども、個々の農業者から農業協同組合、それと農業協同組合に申請を受けた者を、農業委員会であわせて別途審査をし、私ども送付を受けたものを私どもで月単位で整理をして、通知申し上げるという仕組みを現在とっております。全国三千余の農業委員会、全国千弱の農業協同組合と、業務のルールとしてそういう形をとっております。そういう点で、月単位のものを日単位の管理に

変えていくというのはなかなか難しい状況にあるというところをご理解いただきたいと思います。ただ、業務効率化のところでも申し上げましたが、今後いろいろな情報技術の活用等で、さらにそういう仕組み自体が見直せるような状況になってくれば、当然このところにも効率化の影響が出てくると思いますが、当面私ども中期計画の中で想定できる状況としては、現在そういうふうにご理解いただきたいと思います。

それと、資金運用の問題、私ども農業者年金が積立方式に移行する中で、まさにこの資金運用というのは私どもにとって非常に大変重い課題になるというふうに思っております。14年度からそういう点で資金運用を実質的に始めたわけですが、委員ご指摘のとおり、初年度マイナスの状況でございます。これは国内の経済状況がご案内のような状況で、ここにありまじょうな資金運用をいたしているわけでございますけれども、残念ながら14年度末、15年3月という時点ではマイナスでございました。ただ、委員ももちろんご案内のとおり、これは年金給付という観点での財源形成という形でございます。財源運用ということでございますので、中長期的な視点での運用というのは一方でどうしても考えていかなければいけないということ、それと現実にも、これはなかなか単月、単月で一喜一憂するわけにはいかないわけですが、3月にはマイナスでございましたが、6月、7月の水準を見ておきますと、その損分も取り返してプラスに転じている状況でございます。当然そういう状況にもなっているわけでございます。そういう点で、私ども中期計画の中でご説明いたしておりますように、検討委員会の中で、先生ご指摘の点も含めて、どういう形でやっていけるかということ、そういうことを、また透明性を確保しながら運用していきたいというふうに思っております。

松本分科会長 そのほか、岡委員、どうぞ。

岡専門委員 信用基金の件なんですけれども、中期計画の中で、第3の国民に対する提供するサービスその他云々でございますけれども、この中で、事務の迅速化とか、いろいろございますし、それこそ今のホームページもございましたけれども、直接利用者が、あるいは保証される業者に対するコンサルタント業務とでもいいますか、もう少し踏み込んだサービスというのは考えていただけないのでしょうか。

農林漁業信用基金 2点ございます。

第1点は、実は私ども業務の部門の中で林業関係、これは直接保証を行っております。したがって、直接保証ですから、当然そういった業者の方々と直に接して、場合によってはそういった方々の経営問題等についても私ども保証機関の立場から意見を言ったり、いろいろな問題をやるというようなこと、金融機関と協調しながらやるということはございます。むしろ

我々そういった面での我々なりの能力を高める必要もあるというふうに思っております。

それから、もう1点、農業と漁業、先ほど来申し上げましたように、県の基金協会が主としてそういった業務を行っているわけでございます。したがって、我々のやり方としては、基金協会の職員の方々といろいろな場でいろいろな研修をやるとか、あるいはいろいろな情報を提供するとか、それから、中央で研修会を開催するとか、あるいはこちらの場合によっては現地研修に参加する。それから、大口の案件については、法律上ではございませんけれども、制度上ではございませんが、実務上直接いろいろな意味で個別に意見交換もする等々のやり方を行っておりますし、またその辺のやり方の仕組みについては、これからもいろいろな改良をしていきたいというふうに思っております。

松本分科会長 そのほかどうぞ、ございませんか。

さまざまなご意見をちょうだいしたところでございます。事務局並びに法人におかれましては、本日の貴重なご意見を踏まえた上で、さらに検討を進めていただき、次回の分科会に向けて、中期目標、中期計画、並びに業務方法書の案を用意していただきたい、このように思います。

本日予定の議事もすべて終了いたしましたけれども、そのほか、全体を通して委員の方から質問をするのを忘れたとか、あるいはもう一つ聞いておきたいとか、こういうものがございましたら、どうぞ。

武田専門委員 1点お願いします。

1の議事なんですけれども、農業者大学校の件で、評価結果がありましたけれども、この中に、農業者大学校というのは農業研修教育に関する唯一の独立行政法人であると、それから、そのほかに都道府県に農業大学校というのがありますね。歴史的には独立行政法人の農業者大学校が早くできていると思いますが、道府県は40年代かなと思いますけれども、その関係として、かかわりを見直す必要があると述べておられるんですけれども、設立以降、40年代から現在に至る間に農業者大学校と道府県農業大学校との間の関係というのは、どうなっていたか、教えてください。

松本分科会長 現在農業者大学校の方が退席しておりますので、ただいまのご質問につきましては、それでは事務局の方から回答していただくことにいたします。

生産局総務課長 役所の担当も帰っておりますので、次回のこの委員会の場で資料等を出してご説明したいと思います。

松本分科会長 そのほか、ございませんか。

それでは、最後になります。事務局から連絡事項がございますので、よろしくお願いいたします。

生産局総務課長 それでは、今後の予定ということで、次回の開催予定について、ご連絡したいと思います。次回の農業分科会、9月8日に開催いたしたいと思っております。各委員のお手元に次回の日程の調整の紙を置かせていただいておりますが、ご都合につきまして、8月20日までに事務局までご連絡いただきたいと思います。何人かの方々からはもう既にいただいておりますし、お帰りの際にまた受け付けの方にお渡しいただいたら幸いです。

それから、もう1点、きょうは大変大量の資料になっておりますので、お持ち帰りがなかなか大変だと思います。机の上に置いておいていただきましたら、こちらの方で後ほどまた送らせていただきますので、置いていっていただきたい、こういうふうに思います。

以上でございます。

松本分科会長 それでは、本日1時半から始めまして時計は5時に近づこうとしております。3時間半に及ぶ大変長時間、委員の方々からは非常に建設的なご意見を賜りました。厚く御礼を申し上げます。

以上をもちまして、農林水産省独立行政法人評価委員会第10回農業分科会を閉会いたします。

午後4時52分 閉会